

平成 23 年第 2 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 6 月 9 日

平成 23 年 6 月 13 日

平成 23 年 6 月 16 日

議会事務局

目 次

第 1 号 (6 月 9 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会、開議宣言	3
会期の決定について	3
会議録署名議員の指名について	4
町長諸報告	4
教育長諸報告	5
議会報告	8
議案第 33号	9
議案第 34号	10
議案第 35号	11
報告第 1号	12
諮問第 1号	13
議長の常任委員の辞任	14
散 会	15

第 2 号 (6 月 13 日)

議 事 日 程	16
本日の会議に付した事件	16
出 席 議 員	16
欠 席 議 員	16
議会事務局職員出席者	16
説明のため出席した者	16
開 議 宣 言	17
13番 議員 藤石 豊	17
9番 議員 今村桂子	29
14番 議員 原野敏彦	37
8番 議員 合屋伸好	42
1番 議員 田ノ上真	48
散 会	51

第 3 号 (6 月 16 日)

議 事 日 程	52
本日の会議に付した事件	52
出 席 議 員	52
欠 席 議 員	53
議会事務局職員出席者	53
説明のため出席した者	53
開 議 宣 言	54
議案第 33号	54
議案第 34号	55
議案第 35号	56
諮問第 1号	57
議員提出議案第1号	58
須恵町選挙管理委員会委員の選挙	59
須恵町選挙管理委員会補充員の選挙	60
須恵町農業委員の推薦について	61
委員会の閉会中の継続調査について	61
議員の派遣について	61
閉 会	62

平成24年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第1日)

平成24年6月9日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第41号 財産の取得の変更について
- 日程第 7 議案第42号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第43号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 報告第 1号 平成23年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議長の常任委員の辞任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第33号 財産の取得の変更について
- 日程第 7 議案第34号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第35号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 報告第 1号 平成22年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議長の常任委員の辞任について
-

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田輝子
3番 松山力弥	5番 田原重美

6番	荒木敏光	7番	吉本實
8番	合屋伸好	9番	今村桂子
10番	三上政義	11番	柴田真人
12番	長澤誠司	13番	藤石豊
14番	原野敏彦	15番	三角良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合屋栄一 係長 平山幸治

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋裕史	副町長・・・・・・・・・・	稲永張美
教育長・・・・・・・・・・	平松秀一	理事（出納課）・・・・・・・・	印藤勝人
理事（健康福祉課）・・	吉松清	理事（教育次長）・・	安河内亮三
総務課長・・・・・・・・	今泉俊裕	まちづくり課長・・・・・・・・	吉松良徳
税務課長・・・・・・・・	百田順二	健康福祉課長・・・・・・・・	畑江達也
上下水道課長・・・・・・・・	今泉智明	建設産業課長・・・・・・・・	安川敏幸
住民課長・・・・・・・・	安部健一	建設産業課付課長・・	安河内久人
子ども教育課長・・	稲永修司	子ども教育課付課長・・	猪股清貴
社会教育課長・・	川津政文	総務課課長補佐・・	満行誠

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。クールビズの時期になっておりますが、クールビズというよりも、スーパーとかウルトラとかいうことでございますが、本議会はネクタイ着用に決定しておりますので、皆様方、御協力よろしくお願いたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し入れがあっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまから平成23年第2回須恵町議会定例会を開会します。

ここで百田監査委員より欠席の届け出があっておりますので、御報告します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

6月2日午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議をいたしました。今回提出された議案は3件です。その他報告1件、諮問1件となっております。

会期は、6月9日より6月16日までの8日間といたしております。

6月10日は10時より町有地の視察を行います。

一般質問、6月13日月曜日10時より行います。なお、本会議終了後、全員協議会を行いますので、特別会議室に御集合お願いたします。

また、選挙管理委員長の通知により、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行いますが、この選挙については、従来どおり会期中に選考会を開催し、さらに各委員会に諮って、最終本会議で決定するという取り扱いを考えております。

また、今定例会において、農業委員会委員を推薦するようになっておりますので、重ねてよろしくお願申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月16日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月16日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） おはようございます。6月の定例議会を開催いたしましたところ、全議員さん出席のもと開催できますこと、まずをもって感謝申し上げたいというふうに思っております。今回諸報告は1件でございます。

須恵町障がい児童の放課後対策事業について

須恵町障がい児童の放課後対策事業についてということでございます。障がい児の放課後対策、いわゆる一時預かりでございますけれども、その件につきましては、平成23年の3月の定例議会の一般質問でお約束をしておりましたように、本年6月1日から開設する運びとなりました。3月以降から現在に至るまでの経過を説明させていただきます。

まず、広報すえ3月号で臨時職員の募集を行いました。次に、広報4月号では障がい児放課後対策事業の開設のお知らせ及び利用者の申し込みについて、掲載をいたしました。4月28日で申し込みを締め切ったわけでございます。

臨時職員の募集及び事業開設並びに利用者の申し込みの内容について、お手元に配付しております資料のとおりでありますので、御参照いただければと思っております。その他詳細については、須恵町障がい児放課後等対策事業実施規則によって定めております。

運営経費につきましては、23年度、本年度を406万3,000円、24年度では445万2,000円の2年間は、いわゆる国の地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を利用して運営に充てることといたしております。

最後に、事業の運営についてでございますけれども、まず職務に当たる職員については、有資格者いわゆる保育士、看護師でございますが、各1名、一般職員を2名、計4名を予定いたしております。

次に、利用者につきましては、定員10名を予定しておりましたが、現時点では5名の申し込みがっております。開設初年度は定員に満たない状況であります。粕屋町の実績等を見ますと、平成18年度当初は2名の利用者からスタートいたしましては、現在は10名に達しております。年間延べ2,000人、述べ月170人の利用者があるようでございます。須恵町におきましても、年数を重ねるごとに増員が見込まれると思っておりますので、また2年間程度は町の直営で運営をいたしまして、将来的には法人に委託したいと考えております。どうか議員各位に

おかれましても、この事業に対する御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましても、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告にたいする質問に入ります。質問はありませんか。 質問なしと認めます。

日程第4. 教育行政報告

○議長（三角 良人） 教育長の教育行政報告を求めます。平松教育長。

○教育長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。それでは、平成23年度教育行政報告をさせていただきますが、先に教育施策要綱については配付させていただき、本日お手元のほうに平成22年度教育委員会に関する点検及び報告書を配付させていただいております。

まず、本年5月臨時議会におきまして町長の所信表明が行われ、これからのまちづくりについて説明がなされました。その中で、第5次総合計画を引用され、ともに生きるをまちづくりの基本理念とし、人との共生、自然との共生、まちとの共生をテーマに、町民とともにつなぐ協働と参加のまちづくりを推進することを宣言されました。

その具体的施策として、教育委員会関連を抜粋しますと、1番目に現在の校区コミュニティーを教育支援コミュニティーから、自主コミュニティーへの移行を支援、2番目に文化の香り高い、文化をはぐくむまちづくりをテーマに、就学前教育支援として第2幼稚園建設、学校教育の充実、社会教育の推進、男女共同参画社会の構築に向けた地域社会づくり、3番目に安全で、安心して、快適に暮らせる理想社会の創造が掲げられております。

当教育委員会といたしましては、町長が示され、本議会が決議されましたまちづくり構想から逸脱することがないように、教育委員会が果たす役割を見据えた事業展開を図ってまいりたいと考えております。当教育委員会がお示しする教育施策要綱につきましては、一昨年度の教育行政報告で御理解賜りましたとおり、今後10年間は感動する心、感謝する心、共感する心の教育を推進し、その具体的中長期目標として、須恵町教育振興基本計画を策定し、本年度で3年目を迎えております。

さて、昨年の6月議会におきまして、議員各位に御説明申し上げました平成22年度事業の成果と課題についてでございますが、これは今お手元に配付いたしております平成22年度の教育委員会に関する点検及び報告書の中で、記載させていただいております。この中で有識者として、福岡教育大学大学院教授、森先生の評価意見書の中に記載されておりますので、御一読いただきますようお願い申し上げます。

昨年、本議会において説明しました項目は7つの事業でございました。1番目にまちづくり課

を中心として展開されていく生涯学習の実現に向けた取り組みへの支援についてですが、校区コミュニティが主催するそれぞれのイベントへの人的支援を行い、また各コミュニティからの支援に応じ、事務局機能の支援を行ってまいりました。さらに昨年度は、開催されました金美齢氏を招いて開催されたシンポジウムにおいては、財政支援並びに開催当日のイベント支援を行っております。

2番目に、社会教育団体への積極的な支援とより強固な共同体制の確立につきましては、今までどおり充実した内容で行ってまいりました。

3番目に、オアシス運動の普及啓発と各行政区への支援につきましては、区長会の御理解を賜り、各行政区にオアシス通りを設定していただいております。

4番目に、子供の生活規範指導制度の充実につきましては、特に小学校3校で定着しつつあり、掃除指導や遊びの指導、あいさつ指導、簡単な相談相手など、児童に欠くことのできない存在になりつつ育っております。

5番目に、成長の足跡カルテの年度内作成と教育振興基本計画の検証実施につきましては、幼稚園、保育所、小学校、中学校すべてにおいてカルテ作成が行われ、保護者、先生方のコミュニケーションに役立っております。教育振興基本計画につきましては、感動する心、感謝する心、共感する心の教育を基本理念とした幼稚園、小中学校、教育指導計画書の作成により、各校の先生方に須恵町が目指す教育について理解させ、実践させることに努めてまいっております。

6番目に、全町挙げての読書活動についてですが、町立図書館を中心にした図書館まつりや、図書館主催の小中学校読書感想文コンテストを開催いたしました。で、このコンテストにおきまして、町長賞を小学校低学年の児童が受賞するなど、確実に関心が高まっており、読解力、表現力ともにレベルが上がってきております。

7番目に、小中学校学力向上に関する事業の展開ですが、昨年度教育振興基本計画の中で、学力向上検討委員会を設置し、全国学力学習状況調査の採点を各校で実施し、A問題、B問題での正答、誤答の傾向を判断し、授業改善に生かせるよう検証したところであります。その後、国からの採点結果を受け取ったのちに、各校先生方が正答、誤答と判断した問題で、国の採点と違う結果が出たものについては、それぞれの問題について国が求める正答のあり方について検証し、各校学力向上検討委員を通して授業改善の方向性を周知したところであります。これら7項目の反省点、課題点としましては、すべてにおいて及第点と言える成果が上がったわけではなく、それぞれの項目で意図した目標を再度確認し、関係者あるいは関係団体とコンセンサスを図り、粘り強い活動を展開する必要があると感じております。

さて、23年度の教育目標でございますが、須恵町教育施策要綱に基づいた教育振興基本計画の実施3年目に当たり、いよいよ計画から実施へと移ってまいりたいと考えております。

重点施策としましては、1番目に小中学校の学力向上です。過去3年間実施してまいりました全国学力学習状況調査において、当町の小中学校の学力は福岡教育事務所管内で低位であり、危機感を持って改善策を講じていきたいと考えております。その具体的施策として福岡学力アップ推進事業の指定を受け、本年度から3年間、福岡教育事務所の支援を受け、学力向上検証委員会を組織し、教育家庭内研究部会、教育家庭外研究部会、検証部会による徹底した授業改善と家庭学習方法改善に取り組んでまいります。本年度は、小中学校ともに家庭教育ガイダンスを作成し、家庭学習、生活習慣の改善を図っていききたいと考えております。

2番目に、感動する心、感謝する心、共感する心の教育を基盤とした道徳教育のさらなる推進を図ります。成長の足跡カルテの徹底、子供の生活規範指導員制度の充実、オアシス運動の普及啓発、人権道徳講演会の開催支援。

3番目に、社会教育基盤の再認識と活性化です。今当町は、行政区加入率の低化が著しく、教育行政でなく、町行政の喫緊の課題となっております。

そこで、須恵町がこれまで推進してきた社会教育分野の基本理念に基づいた活動や組織をもう一度見直す。隣同士や、御近所の顔が見えるコミュニティーの再生も目指し、教育委員会として、取り決める事業の展開を図ってまいります。その施策といたしまして、社会教育委員代表者会との懇談会を開催し、社会教育の立場から見たコミュニティーの再生のあり方について熟議を行い、方向性の確認と将来目標の教育を図りたいと考えております。

その具体的内容といたしまして、当町においては、子供は須恵町民全員参加で情緒豊かで郷土を愛する子供を育てていくという理念を含み、子ども会育成会が組織され、現在に至っております。しかしながら、理念は風化し、小学校の子供を持つ保護者が運営主体で地域全体での活動が停滞していると思わざるを得ない状況が見受けられます。この子ども会育成会活動は、地域によるあるいは全町的な子育て支援にとどまらず、地域の大人が地域の子供を核にしながらつながり合い、隣近所の顔が見える共同体の構成に大きな力を発揮する活動であると確信しています。

そこで、教育次長を中心に、現在の子ども会育成会の現状把握と問題点、改善点の抽出を行い、社会教育委員会、公民館分館長、分館主事の方々あるいは本議会の議員の皆様方と協議を重ね、子ども会育成会活動の活性化を図りたいと思います。

また、この事業にあわせまして、公民館事業といたしまして、子供の生活規範指導員制度の充実あるいはオアシス運動の具体的活性化を図ってまいりたいと考えております。そして昨年度、教育事業目標に掲げました事業につきましても、関係諸団体、関係各位との共有、連携、徹底を図り、継続しながら目的達成に向けて推進してまいります。

本議会のさらなる支援と御協力をお願い申し上げます。平成23年教育行政報告とさせていただきます。

○議長（三角 良人） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。

質問なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
7番、吉本實議員。

○議員（7番 吉本 實） おはようございます。では、北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。平成23年5月30日に古賀市役所会議室において第1回臨時会が開催されました。

まず、日程第2、本組合議会を組織する古賀市の議員の任期満了による一般選挙に伴い、平成23年5月12日付で欠員となっていた北筑昇華苑組合議長に古賀市の奴間健司氏が当選されました。次に、日程第6、第3号議案、本組合監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任した監査委員が、平成23年5月31日をもって退職されることに伴い、後任委員に古賀市の木戸一雄氏を選任することが同意されました。最後に当組合副組合長に、須恵町の中嶋町長がなられましたので、申し添えておきます。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

○議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合の議会報告をいたします。

5月30日に行われました平成23年第2回粕屋南部消防組合議会臨時会の報告をいたします。まず、日程第2、議長の選挙では、指名推選により、須恵町の三角良人氏が当選されました。次に、日程第3、副議長の選挙についても、指名推選が行われ、粕屋町の進藤啓一氏が当選されております。日程第8、議案第8号では、議選監査委員の古庄氏が平成23年4月30日で任期満了となったため、後任委員として久山町の木下康一氏を選任することが同意されました。

日程第9、議案第9号専決処分の承認は、粕屋南部消防組合、粕屋中南部休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定で、粕屋中南部、休日診療所の診療業務は、社団法人粕屋医師会及び社団法人粕屋歯科医師会へ業務委託を行っており、平成23年度から契約の一部見直しに伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたが、組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、これが報告され、全員賛成で承認されております。

日程第10、議案第10号専決処分の承認、粕屋南部消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、9号同様に、社団法人粕屋医師会及び社団法人粕屋歯科医師会への平成23年度からの業務委託契約一部見直しに伴い、条例の一部を

改正する必要が生じましたが、組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、これが報告され、全員賛成で承認されております。

日程第11、議案第11号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、これは消防力整備計画に基づき、消防力の増強を図るための要員として、職員定数を増員するもので、全員賛成で可決されております。

なお、そのほか詳細については、議員控室に資料を置いておりますので、御参照していただきますよう、お願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会委員の報告を求めます。12番、長澤誠司議員。

○議員（12番 長澤 誠司） 去る6月3日午後2時より、クリーンパークわかすぎ会議室におきまして、平成23年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会が開催されましたので、報告いたします。

これは、先ほど4月の選挙によりまして、粕屋町はそのままでございますが、須恵町と篠栗町の選挙がございましたので、それに伴うものでありまして、議事日程及び議員名簿につきましてはお手元に配付をいたしているところでございます。組合議会の議長に当町の藤石議員、組合議会副議長に篠栗町の阿高議員が選出されました。また、議案として第3号議案に1議案上がっておりますが、その中にやはり組合監査委員に粕屋町の川口議員が選任されました。

以上報告いたします。

○議長（三角 良人） 議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。質問なしと認めます。

ここで、次の議案は地方自治法第117条の規定により、私が除斥となりますので、退場します。副議長に議長の職務を行っていただきます。

〔議長退場〕

〔副議長、議長席へ〕

日程第6. 議案第33号

○副議長（原野 敏彦） それでは日程第6、議案第33号財産の取得の変更について議題といたします。提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。議案書の1ページでございます。議案第33号財産の取得の変更について、下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項により、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町立東幼稚園と、町立かやの保育所を一元化し、第2幼稚園を建設する用地を取得するものでございますが、この第2幼稚園の建設用地取得につきましては、昨年12月議会において議決をいただき、税務署等関係機関と事前協議を行ってまいりました。その事前協議での指摘によりまして運営方式を変更することとなり、そのことによって譲渡税の課税の特例が受けられる見込みとなったため、それぞれの取得額を変更し、合計額を2億879万7,600円に変更するものでございます。

2ページに地図、3ページに地番図を添付しております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○副議長（原野 敏彦） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（原野 敏彦） 異議なしと認めます。よって、議案第33号財産の取得の変更について文教厚生委員会に付託いたします。以上でございます。

〔議長入場〕

〔副議長自席へ〕

日程第7. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、須恵町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

氏名、長田フミエ、住所、須恵町大字植木562番地、生年月日、昭和23年11月17日。任期といたしまして、平成23年7月1日から平成26年6月30日までの3カ年でございます。

提案理由といたしまして、須恵町固定資産評価審査委員会委員でありました今泉豊壽様が平成23年6月30日をもって任期満了となるためでございますが、小学校の校区の単位に1名ずつ現在置いております。第一小学校校区では田原修三氏、第三小学校のほうでは渡邊親善氏、そして豊壽氏が2期で大体交代していただくというようなことで任期満了となりますので、長田フミエ氏をお願いしたものでございますが、本町においては女性の登用率が非常に悪いというような

ことからできるだけ女性を登用していこうという考え方から、今回女性の固定資産評価審査委員会委員を選任願うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第34号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを各委員会に付託します。

日程第8. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書6ページをお開きください。議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成23年度歳入歳出補正予算書をお願いいたします。1ページをお開きください。

平成23年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,915万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ75億2,515万1,000円とするものでございます。第2項補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入でございますが、9款地方交付税につきましては、東日本大震災の災害支援の職員の派遣経費に対して、算定される特別交付税、250万円を追加計上しております。

14款県支出金2項県補助金につきましては、地域支え合い事業及び学校教育費の補助金500万6,000円でございます。15款財産収入2項財産売り払い収入は、不動産の売り払い収入で6,736万9,000円。

16款寄附金は、篤志寄附金300万円、なおこの15款財産収入と16款寄附金につきましては、全額を歳出で財政調整基金に積み立てを行います。17款繰入金、県道志免、須恵線関連の

用地取得及び第2 幼児園建設用地取得の財源として、財政調整基金から3 億2,179 万8,000 円の繰り入れを行います。18 款繰越金、歳出補正額に対しまして、特定財源を充当し、なお不足する額を前年度繰越金で3,942 万4,000 円の財源手当てをいたしております。次に、3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款議会費につきましては、地方議会議員年金制度の廃止に伴う町の負担金3,144 万9,000 円、2 款総務費につきましては、1 款総務管理費で県道志免、須恵関連の用地取得費1 億1,300 万円、財政調整基金への積立金7,036 万9,000 円、東日本大震災への職員派遣の経費250 万円などを計上いたしております。3 款民生費におきましては、1 項社会福祉費、これは地域支え合い事業費などを計上いたしております。2 項児童福祉費につきましては、第2 幼児園の用地取得費2 億879 万8,000 円でございます。以下、10 款教育費につきましては、学校教育費補助金を利用したの学力向上推進事業及び重点課題研究指定委属校にかかる経費などを計上いたしております。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませか。 質疑なしと認めます。よって、議案第35 号については、議長を除く13 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第35 号平成23 年度須恵町一般会計補正予算（第1 号）を予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第9. 報告第1号

○議長（三角 良人） 日程第9、報告第1号平成22 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 7 ページをお開きください。報告第1号平成22 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、平成22 年度須恵町一般会計繰越明許費として、平成23 年度に繰り越して使用できる経費の繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

次、8 ページをお願いいたします。金額の単位はすべて円でございます。2 款総務費1 項総務管理費、事業名、公共施設地上デジタル放送対応設備整備、金額494 万6,000 円、同じく

防犯灯設置工事1,000万円、10款教育費1項教育総務費、小中学校教室扇風機設置事業、金額740万円、小計で2,234万6,000円、全額翌23年度へ繰り越しをいたします。この3事業につきましては、国の地域活性化きめ細かな交付金を利用して行う事業でございます、繰越額の財源内訳として、未収入特定財源、国庫補助金1,883万円、残り一般財源351万6,000円でございます。次に、4款衛生費3項上水道費、福岡地区水道企業団出資金、金額77万4,000円、これも全額繰り越しでございます。財源の内訳は、既に収入された特定財源、地方債7万4,000円、未収入特定財源として地方債70万円でございます。

次に、10款教育費2項小学校費、第三小図書館空調設備整備163万6,000円、5項社会教育費図書館施設整備438万円、小計の601万6,000円、これも全額翌23年度へ繰り越しでございます。この2本の事業は国の地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金を利用して行う事業でございます、財源内訳として未収入特定財源、国庫補助金405万7,000円、残り一般財源150万9,000円となっております。合計金額2,913万6,000円、翌年度へ繰越額全額でございます。財源内訳、既収入特定財源、地方債7万4,000円、未収入特定財源、国庫補助金2,333万7,000円、地方債70万円、残り一般財源502万5,000円でございます。

以上のおり報告をいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第10. 諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第10、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、須恵町大字植木185番地116、氏名、木下澄子、生年月日、昭和25年3月18日。

提案理由といたしましては、現在人権擁護委員であります安河内義子氏が任期満了となるために新たに後任として、木下澄子氏を推薦するものでございます。経歴については、10ページに掲載をいたしております。よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、諮問第1号を各委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを各委員会に付託します。

日程第11. 議長の常任委員の辞任について

○議長（三角 良人） 日程第11、議長の常任委員の辞任を議題とします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

〔議長退場〕

〔副議長、議長席へ〕

○副議長（原野 敏彦） 議長からその職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○副議長（原野 敏彦） 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定を致しました。以上でございます。

〔議長入場〕

〔副議長自席へ着席〕

○議長（三角 良人） ここで須恵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお諮りします。本件は7月11日をもって任期満了する旨、選挙管理委員長より通知があり、地方自治法第182条の規定により、議会で選挙を行うものであります。

この選挙についてお諮りします。従来どおり会期中に選考会を開催し、さらに各委員会に諮って、最終本会議で決定するという取り扱いを考えており、議会運営委員会でも了承されていることから、この取り扱いにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、会期中に選考することとします。

次に、選考委員会の構成であります。これも従来どおり、正副議長、常任委員会正副委員長の計6名による構成を考えておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選考委員会の構成を正副議長、常任委員会正副委員長の6名とします。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しましたが、この後選挙管理委員会委員補充員の選考会を行いますので、関係者の方はよろしくお願ひします。

次の本会議は、6月13日午前10時より行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時48分散会

議事日程(第2号)

平成23年6月13日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・平松 秀一	理事(出納課)・・・・印藤 勝人
理事(健康福祉課)・・吉松 清	理事(教育次長)・・安河内 亮三
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・・・吉松 良徳
税務課長・・・・・・・・百田 順二	健康福祉課長・・・・畑江 達也
上下水道課長・・・・今泉 智明	建設産業課長・・・・安川 敏幸
住民課長・・・・・・・・安部 健一	建設産業課付課長・・安河内 久人
子ども教育課長・・・・稲永 修司	子ども教育課付課長・・猪股 清貴
社会教育課長・・・・川津 政文	総務課課長補佐・・・・満行 誠
監査委員・・・・・・・・百田 清二	

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

本日はたくさんの方が傍聴に見えております。一般質問の議員の各位は、力強い討論をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。13番、藤石議員。

○議員（13番 藤石 豊） おはようございます。13番議員、藤石豊でございます。

今回は、中嶋町長に対しまして、「震災の教訓を生かそう」と題して一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問に入る前に、久しぶりの一般質問ということで、ときどき、わくわく、胸の高まりを覚えているところでございます。

振り返れば、平成19年の3月の議会以来、4年と3カ月ぶりの一般質問となりました。

しかしながら、今一般質問をできる、そんな思いでいっぱいでございます。

質問ができる喜びをしっかりとかみ締めながら、私自身の一般質問に対する思いと、統一選挙後、初めての定例議会でありその一般質問であります。

また、きょうは大勢の傍聴者がお見えをいただいております。

それと、もう一つ大事なことですが、新しい議員さんが4名、この議会に参画されました。本議会での一般質問の仕方やあり方、大変注目されているんじゃないかなと思っております。

もちろん、これから新人の議員さんは、研修等で経験を重ねられていくことと思いますが、私の質問が少しでも参考になれば幸いなと思ひ、そんな思いから今回は何が何でも一番に質問したくて、真っ先に届け出を出させていただきました。

念願かなって、トップバッターで一般質問をさせていただきます。

少し前置きが長くなりますが、震災に関連する質問でありますので、まずは、震災で亡くなられた方々に追悼の意を申し上げますとともに、被災され、今なお不自由な生活を強いられている皆様に心よりお見舞いを申し上げますところでございます。

それでは、早速、一般質問に入ります。

3.11未曾有の東日本大震災から3カ月が過ぎました。

国の震災の復旧復興のおくれや、福島原発の対応が後手後手に回っているようでございます。

そのような中、先日、政府の責任として、また、与野党の衆議院・参議院のねじれ国会の影響

だとかで、野党から内閣不信任案が提出され、御承知のとおり否決されました。その後、与党内において対立があり、首相の総理大臣の退陣へのシナリオができ上がっているようであります。

このことは、今、国は、国会議員は本当にわかっているんだろうかというのも私自身の中にあります。

まさに、党利党略、自分の身の保身、身がかわいいだけ、こんなことでいいんでしょうか、国会議員ですよ、今は何をしなければいけないかがわかってない。命をかけるぐらいの気構えがないといけないと、私は思っております。

私も一町会議員として、命をかける所存であります。

このことは、国民の政治に対する不信感、被災地、被災者を完全に無視した茶番劇にしか思えません。一刻も早い震災復興基本法や対策を協議し、実践してほしいもんだと思っております。

なお、先日、衆議院で可決しました震災基本法、今週にも参議院で可決する見込みであります。

しかし、振り返れば、阪神大震災のときは1カ月余りで立ち上がったそうです。何をやってたんでしょうか。国のことだから、地方自治体はそんなことは知らないじゃいけないと思います。我々もしっかり議論の中に入り、このことをしっかり国に対して申し上げていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

この震災復興基本法では、復興庁の創設をされることになってます。これは、人と権限を一元化するという意味では、我が須恵町に万が一、災害・有事があったときには共通することではないかなというのを新聞、報道等で感じておりました。ぜひ生かしていただきたいなと思っております。

そこで、今回の地震、津波、それによる原発事故を教訓として、須恵町の防災対策、安全で安心な住環境、省エネ関連の、須恵町に今だけ、何ができるかを検証しながら質問に入っていくしたいと思います。

事前に質問を大きく3つに分けておりました。

その1つは、被災地の支援状況と体制、須恵町は今どんなことをやっているんだろうか、日本国民として、一九州の地方の須恵町として何ができるか、そんなことを常々考えておりました。

須恵町として、どんな体制をとってあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

2つ目は、これからの災害や地震、特に風水害等の町の対応、これを2番目の質問としております。

3番目、原発の見直し等で九州にも電力不足の波が必ずや来ると思います。というのは、玄海原発が一時停止し、地元の町では、議会も賛成し、県も賛成する見通しで、もうすぐ再び稼働するんじゃないかなという動きがあります。

しかしながら、電力不足は解消できるのかという思いから、省エネ対策に取り組むのはいかが

なものか。須恵町としてどのように対策を考えているのか、この大きな質問を3つ、題目として挙げさせていただきました。

それを、具体的な質問として7項目に細分化して、今から質問をさしていただきたいと思っております。

まず、1番目、今回の震災では、日本国はもとより、世界各国からいろんな組織、ボランティア団体等が義援金やあるいは物資、人的支援、活動援助をされてこられました。これまでの状況と今後の須恵町の状況を聞かしていただきたい、逆に被災者を受け入れる体制とか、そんな思いがないのでしょうか。

ただ、このことは新聞にも書かれていますように、各被災地に義援金が本当に届いているんであろうか、あるいは物資がきちっと分配されているんであろうか、そういう問題も非常にかかわってくることでありますし、きのうまでは、まだ、義援金は各自治体には全部届いてないというような話もあります。そういう思いから、今後の体制についてお尋ねをします。

2番目に、災害発生時の迅速な組織の立ち上げと、先ほどちょっとお話ししましたが、復興庁みたいなですね、須恵町としての立ち上げ、情報の伝達と命令系統は確立されているのか。また、土曜日や日曜日、祭日の緊急連絡網はどのようにされているのか。

先週、総務課に行きまして防災マップ、手に入れてまいりました。しっかりとこの防災マップを活用できるものか、まあ、あるだけでもいいですね。しかし、なかなか見ない。こういうものの徹底をしっかりといただきたいという思いでいっぱいでございます。

それから3番目に、こういう災害は、単町だけで起こるもの、あるいは広域的な広範囲に及ぶ災害、水害等があります。近隣町との防災協定、広域的な考え方をどのようになさっているのか、これも3番目にお尋ねしたいと思います。

それから4番目、いざというときのために、避難計画や防災訓練、消防団を中心とした日ごろの訓練とは別に、町民参画の防災訓練や防災の日を制定してはいかがなものか、その思いもお尋ねしたいと思います。

それと5番目には、学校や保育所、幼稚園、今、国、県が進めております耐震化、本当に進んでいるのか、もちろん議会でも、その耐震化に向けての設計等の予算は上がってきているみたいでございます。その辺の状況も含めてお話しいただければと思っております。

6番目は、これは、次の合屋議員とちょっとかぶるところがあるんですが、一応通告しておりますので、答えは後から一緒でも結構でございますが、一応通告に従って申し上げたいと思います。

今回の地震、津波、原発事故は、初動ミスや迅速さが欠けてたこと、情報操作等正確に国民に真意が伝わらなかったため、大惨事となり、原発の安全神話が崩壊し、国民の不安が募り、自然

エネルギーへの転換が迫られていることと思います。

今後、各地で電力不足による省エネ、エコ対策が求められて、その推進が迫られてくることと思います。既に、クールビズや節電には、福岡県も取り組みがなされているようでございます。

須恵町も、もう以前からですけど、昼休みに消灯されて、その取り組みは須恵町の町民として、本当にありがたく感謝を申し上げるところでございます。

また、今後は、サマータイムや営業時間の短縮、変更、休日の取り組み等は考えておられるのかお聞かせ願います。

7番目、最後になりますが、これも以前に同僚議員がお話しされていまして太陽光発電や風力エネルギーの活用推進に対する補助等、具体的な考えがあれば一緒にお聞かせ願いたいと思います。

この質問に対しまして、昨年12月に、やはり、須恵町の防災管理体制はという質問で同僚議員から質問がなされました。そのときにある程度回答はいただいたと思いますが、再度、今の7項目につきまして、町長のお考えを聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをしたいというふうに思っておりますが、余りにも盛りだくさんの質問でございますので、何から答えていいのかなというふうに思っておりますが、ま、3項目7点について質問でありますので、逐一回答していきたいというふうに思っております。

また、先般の国会での、いわゆる不信任案の問題、まあ、議員は茶番劇と言われましたが、私はそうは思っておりません。今の菅政権の中で、この3カ月何もできてなかった、あの人がかわらなければこれからの復興ができないということからすれば、私は当然のことであったのかなというふうに、まあ、意見がちょっと分かれておりますけど、そのように考えております。

それからまた、復興院の問題も言われましたが、私は当然だと。菅政権になりましてこの3カ月間、いろんな組織が、10幾つかの組織ができておりますが、どれも一本化されて機能していない。私は、関東大震災のような帝都復興院というのをつくって、そして、まあ、有名な方でございますけれども、後藤新平さんのような総裁を置いて、そしてやっていくというのは当然のことであろうと。いろんな組織を一本化して、権限から金からすべてそこに移すというのは、こういう大惨事の場合の復興のやり方としては妥当な考えだろうというふうに思っております。

また、地震、津波、原発等、教訓がということでございますが、私は、須恵町にとりまして、地震、原発、津波というのは参考にならないと、それよりもゲリラ豪雨のほうが近々の課題であるというふうに思っております。

いろんな国の検証ができた時点で、私どもの参考になる点は参考にしながら考えていきたいと。総論、それを答えまして、各項目について答えてまいりたいというふうに思っております。

まず、地震による被害とともに、大規模な津波が、いわゆる東日本の沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたわけですが、加えまして福島の第1原発、この事故によって極めて難しい問題が継続しているという複合災害の様相を呈しておるところでございます。

まず、1番目の質問であります、被災地への支援状況と体制はということですが、震災に対する、町といたしまして、これまでの状況と対応につきまして申し上げますと、まず、義援金が6月7日の時点で、町民の方からいただきました義援金631万円寄せられております。一応、9月の末まで義援金の窓口を開設する予定でございます。

国からもいろんな各国からも義援金が来ております。いわゆる1日1ドルで生活しているような本当に貧しい国からも義援金が来ております。特に、台湾は164億円という義援金を出しております。中国は、数億円、派遣人員15人。台湾は150人程度の派遣員を提供していただいている、アメリカは2万人の海兵隊の人たちが来ていただいております。自衛隊は、25万人のうちの10万8,000人、約半分が、いわゆるその災害に当たっておると、そのときにあって、ロシア、中国は、日本を、いわゆる低空飛行で偵察に来ると、自衛隊はスクランブルをかけると、手薄になったときにそういったことでやってこようと隣国があるわけでございます。真に友好国というものを私どもは考えていかなければならない、泣きっ面にハチというようなことではなくて、困っているときには助けようというのが、本当の隣国のあり方であろうというふうに思っておるところでございます。

次に、被災地への救援物資への搬出でございますけれども、いわゆる被災地からの供給依頼に備えて、提供できる物資の受け付けを行っておるわけですが、今のところ、被災地の物資受け入れが飽和状態になっておるということで、いわゆる3月22日をもちまして停止をいたしております、その受け付け業務だけは行っておるというところでございます。

次に、被災者の受け入れにつきましてでございますが、現在、被災地のほうから2世帯、11名の方が、いわゆる福島から転入されておられます。

被災者の受け入れ体制支援としては、相談窓口は総務課で行っておりますが、今回の2世帯の避難者の方は、川子団地のほうにお住いになられておられます。

具体的な支援といたしましては、1世帯にわずか当初の金ということで、2万円程度の見舞金を差し上げておりますが、日本赤十字社のほうに、いわゆる家電6セットといわれるもの、いわゆるテレビ、洗濯機、冷蔵庫、それから電子レンジ、炊飯器、ポット、こういったものを提供していただきたいという申請をしているところでございます。

それから、町職員の被災地への支援でございますが、福岡県の職員との合同派遣で行っておるわけですが、本町は、いわゆる宮城県の東松島市、こちらのほうに派遣をしております。派遣をするということで、職員に、いわゆる希望といたしますか、行ける人はありましたらと。

で、若い人たちは、仕事の関係があつてなかなか発言しにくいだろうから、課長のほうから、仕事のことは考えなくて、自発的にそういう支援に行ける、行きたいという方は手を挙げてくれと、10名程度の職員が手を挙げてくれました。

そして、今県のほうで派遣しております第3陣というのが、5月9日から17日の9日間ありましたが、総務課の黒川君が行きました。それから第9陣で、あしたから小山田潤という、また、総務課の消防の係が9日間行きますが、それから12陣として、船井君が11日間行くようにしておると。この後、どんどん県のほうから言ってまいりますので、今のところ、これはデスクワークでございまして、いろんな被災者の受け付け業務をやっておるわけでございますが、保健師の要望とか、あるいはいろんな技術員の要望等がありますので、それは、その都度そういう者を選択して行っていただくということを継続的に永続的に続けていきたいというふうに思っております。

それから、災害、地震等の町の対応はということで、2番目でございますが、災害発生時の対応でございますが、昨年の12月の議会で、合屋議員の一般質問でお答えした分と、重複するかもしれませんが、要するに、災害が発生した場合には、全職員が必携しております「災害発生時における職員初動マニュアル」において規定しております「風水害時における職員配備体制」「地震時における職員配備体制」に基づき、迅速な体制の立ち上げと情報伝達から命令系統を確立しているところでございまして、各課長には一斉メール配信でそれを送ると、そして、課長によって、各課の必要人員に連絡をとるという状況でございます。

それから、土・日・祝日の関係でございますが、それは、いわゆる大雨等の警報が発令された場合には、そういった曜日等に関係せず、災害対策準備体制をとりますので、関係職員は役場庁舎内待機をしており、状況の変化に応じて、直ちに災害時緊急連絡網により招集することといたしております。

それから、災害規模の拡大、あるいは広範囲にわたる災害となる場合ということでございますが、福岡都市圏が、今9市8町6消防組合で組織されておるわけでございますが、その中で福岡都市圏市町村消防相互応援協定というものを締結いたしております。その上で、福岡県全下にわたる災害時においては、福岡県消防応援協定に基づき、応援を求めることになっております。いわゆる福岡都市圏と申しますと、福岡市を中心に糸島、筑紫、糟屋、宗像、要するに福岡県人口約500万ありますが、240数万人、約半分がこの福岡都市圏におるわけございまして、その都市圏の応援協定というのを結んでおる。それから、それ以上の災害になれば、県の応援協定で出動するというところでございます。

次に、防災の日の制定でございますが、全国的には、先ほど私が申しました関東大震災が起りました9月1日、この日を防災の日と定めておられます。糟屋郡におきましても、だから、

9月の第1日曜日に防災訓練を行っておりますが、これは、消防の操法大会が隔年置き、だから、ことしは防災訓練が9月の第1日曜日に行われるという年になるわけでございます。

また、町におきましては、避難計画を平成17年度に、町内の避難所周辺に避難所誘導標識というものをつくりました。そして、平成19年、前回の選挙の年でございますけれども、町内の避難所を示した「防災マップ」というものを作成して全戸配付しておりますが、もう4年もたっておりますので、再度配付する予定にいたしておりますが、今回、たまたま3月発行する予定でございました「揺れやすきマップ」というものをつくって、これを配付しようとしたときに東日本大震災が起こったわけございまして、震度9ということで、この想定は震度五、六という想定でございましたので、こういったところの、いわゆる訂正といいますか、見直しを行って各戸に配付しようというところでございます。

それから、町民参加型の訓練の実施についてでございますが、これは、今のところ考えておりませんが、各学校施設、幼稚園施設とか、あるいは大勢の人が集まってくる「アザレア」等においては、そういった避難訓練というのは毎年欠かさず行っておるところでございます。

それから、災害時における弱者であります要援護者の避難支援が、大きな課題であろうというふうに思っておりますが、今後、要援護者、それから避難支援プランに基づきまして、要援護者の個別計画の作成の段階に入っておりますので、この個別計画がまとまった上で、実施できればというふうに思っております。

それから、町内にありますそういった関係の施設、いわゆる7施設あるわけですが、これも調査いたしまして、きょうあたり、県のほうに報告するんですが、いわゆる正信会・水戸病院で10名、ニューライフ須恵で10名、コンフォートで10名これは昔、高丘の公民館でございました跡地にある優良老人ホームでございます。それから、永寿苑で20名、泰平老人病院で20名、恵昭園で10名、若杉の里で15名を対応できるという承諾を得ましたので、県のほうに報告する計画でございます。

それから、学校施設の耐震についてでございますが、これにつきましては昭和56年の6月に建築基準法が、あるいは同施行令が改正されたわけございまして、現行の耐震基準が施行されたわけでございます。

これにつきましては、震度6程度の、いわゆる地震に建物が倒壊しない耐震性を持つておることということが決まりでございますけれども、それにつきましては、耐震化の以前の建物、耐震化、いわゆる昭和56年以降の建物とで差がつくわけでございますが、この構造耐震指数、いわゆるIS指数という数値がありますけれども、この数値が0.6未満の場合は、いわゆる地震の振動及び衝撃に対して、倒壊または倒壊する危険性があるということでございますので、文科省においては、学校等は0.7以上に補強するようにと求められておるわけでございます。

本町におきましては、東中学校、第三小学校は、その法施行後の建物でございますので、当然、耐震のクリアはできておるということでございます。

で、第二小学校、第一小学校、須恵中学校においては、22年度に耐震診断済みでございます。第二小については、もう耐震化の施工が終わっておりますが、第一小学校では補強の必要ありということで、24年度以降に補強工事、須恵中学校においても同様に補強の必要ありと診断出ておりますので、24年度以降に補強すると。それから、南幼稚園、旧西幼稚園については、23年度耐震の診断中でございます。

また、東幼稚園、かやの保育所につきましては、幼稚園というのも、いわゆる第二幼稚園というのをつくる計画でございますので、これについては、もう数年で、いわゆる取り壊しを行うわけでございますので、検査をしなくて、新しく旅石のところに第二幼稚園をつくる計画でございます。

特に、学校等の施設につきましては、児童、生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるということから、非常災害時には、また、避難場所としても使わなければならないという役割を持っている関係から、安全性の確保は極めて重要であって、耐震化に向けて年次的に進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、省エネ対策の取り組みということでございますが、省エネ対策につきましては、昨年の6月議会で原野副議長の一般質問でお答えしたところでございますが、職員のクールビズに対しましては、いわゆる職場内における経費削減の取り組みとして、ことしは、特に、東日本の大震災が起こった関係から、2週間ほど前出しをいたしまして、5月16日からクールビズをいたしております。

また、議会等についても、県議会あるいは郡内の議会も、すべて本会議においてもクールビズということの決定がなされておるというところでも御紹介をしたいというふうに思っております。

また、庁舎内の光熱費の削減のための取り組みといたしましては、1階の受付の窓口を除きまして、執務室の照明、これは午前朝礼終了後まで点灯しないと、昼休みは消灯と、トイレの時間外の消灯、廊下の照明の2分の1と、退庁時のブラインドの使用等、節電の効果を上げるためこれは職員自発的な取り組みでございますが、この結果によりまして、この5年間で160万円程度の光熱費の削減ができております。ありがたいことだというふうに思っております。

それから、サマータイムということ、あるいは休日の変更等の取り組みということでございますが、まあ、一般企業であれば、それは可能であろうかと思えますけれども、私たちの役場というのは、住民サービスを基本とする末端行政でもありますので、町役場におきましては、今すぐそういったものにするということは、なじまないものではないかというふうに思っております。

それから、太陽光発電あるいは風力エネルギーの推進策についてということでございますが、

いわゆる風力発電機を、例えば須恵町に設置するとか、あるいは太陽光発電も、まあ、業としてなすために、大々的にやるということについては、地理的には向かないという問題を抱えておられるわけですが、しかしながら、国は、いわゆる自然エネルギーの方向に転換するような雰囲気がございます。

しかしながら、これももう以前から国の予算約1兆円ぐらいかけて、電気の開発の予算化をしておられるわけですが、そのうちの約6割、6,000億ぐらいは、原発のほうに使われておって、自然エネルギーのわずか五、六百億円ぐらいしか使われてないようです、わずか二、三%ぐらいしか使われてない。

そういう状況でありますので、今後、国のほうがそちらのほうに、いわゆる予算をふやすという、シフトを変えていくということであれば、その開発が進んでまいるということでございますし、今のところ、そういったことで採算性が合わない、あるいは研究がなされていないために即そちらのほうに展開するということが不可能な状況にあるわけでございますので、なかなか厳しい状況があるのではなかろうかと。

ただ、太陽光発電のコストっていうのは、原発の1キロワットが5.3円であるわけございまして、太陽光発電になりますと49円ぐらいかかる、10倍ぐらいかかるという、単純な計算でございますけれども、そういうところがあるわけでございます。

しかし、自然エネルギーの発電したエネルギーを、全量固定価格で買い取る制度というのが法案、今の国会に提出されておられるわけでございますので、この法案が成立すれば、早期に採算がとれる水準に価格が設定されるのではなかろうかと、そうなれば太陽光発電あるいは風力発電の事業は拡大していくというふうに思うわけでございますし、また、政府もそういうふうに考えておるようでございます。

これにつきましても、今後の動向を見守りながら、特にエネルギーの問題については、国の政策でございますので、その政策の問題として、地方がどうだこうだということではできませんが、その国の政策に沿った形で進めていきたいと。

で、関西電力が大阪府に対して節電要請をして、橋本知事は反対したわけでございますが、反対の理由もわからんではないわけですね。いいえ、まあ、関西電力は確かに電力が足りません、東電も足りません、北陸も足りない、九州電力だけは電力が余るという、計算上はなっておるわけでございます。

で、こちらの西日本は60サイクル、それから、東日本のほうは50サイクルですから、電気の融通性というのは、交換器がなければできないということで、九電が余ってるから、大阪のほうまではできますけれども、その先まで融通をするっちゃうことはできにくいということですが、要は、関西電力にしても、まあ、東電は発言を今まではしないと思うんですけど、原子力に頼ら

なければ電気は賄えないんだと暗に言わんばかりのことで、節電を要望してるんじゃないかというの、この橋本さんの言い分であるわけでございます。

こういった、いわゆる原発で大きな問題を抱えて、世界的な、いわゆる不安材料を起こしておるわけでございますので、そういったときに、いわゆる直接的な原発で発電をしなければ今の日本の産業、あるいは日常生活をするための電気を送ることができないということは、まともな話としては言えないわけではございますので、節電節電と言いながら、じゃあ、今の時点で節電をしなければならぬためには、原発に頼らなければならぬんじゃないかという、暗に、関西電力が言ってるんじゃないかということで、反対をされたというようなことでもあります。

以上、お答えになったかどうかわかりませんが、一応、順を追って回答したつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 藤石議員。

○議員（13番 藤石 豊） 今、御回答いただいた中で、3点だけ、再質問といたしますか、お聞きしたいことがあります。

まず、1つは、私が具体的な質問の中に2番目に掲げておりました災害 災害というのはあくまでも今回の震災という意味ではなくて、先ほど町長がおっしゃってましたようなゲリラ豪雨も災害の1つだと思いますし、そういうときに、迅速な組織の立ち上げ、情報の伝達、命令系統が確立されているかというところで、初動マニュアルといたしますか、そういうのをつくって徹底をしているような話をされました。

実を言うと、これですね、震災は、直接関係ないと言われるのはそうですけど、震災は金曜日に起こりました。で、土日休みです。で、月曜日に、実を言うと町民の方が義援金を持って来んです、役場に。まだ、立ち上げてないから受け付けません。これ事実です。受け付けてないんです。ところがどっこい、その方は粕屋町に行きました。まあ、ちょっとぐらい時間はたっているでしょう、行くまでに。粕屋町は受け付けたんです。これをどう思いますか。あの追及してるんじゃないくて、これは、あくまでもやっぱり意識の問題だから、この辺はしっかりとですね、マニュアルをつくってあるならマニュアルの徹底をしていただきたい。これが1つ。

もう1つ。先ほど町長が、地震、津波、原発は須恵町にとってはまあ当てはまらないというようなことをおっしゃってました。確かに、原発は遠いし、津波はまず来ないでしょう。地震はひよっとしたらこの前の玄海沖といたしますか、あれの地震があったからひよっとするとあるかもしれない。

しかし、何かこう有事のときには、絶えずそういう心配りだとか、そういう体制を整えておかなければいけないなというのを考えて質問をしたわけです。

ただ、原発のことを言うと、福島原発から、飯館村だったですか、あそこの最短まで50キロ

あるんです。実を言うと。で、飯舘村は、一応区域に入っていますが、何区域というんですかね、ちょっと一計画避難区域ということに指定されているんです。実を言うと、20キロ、30キロ以内じゃないんです。これは地理的なこと、あるいは地域の地形図、あるいは風向きによって変わるかもしれません。

このことを考えると、須恵町まで何キロあると思いますか。約60キロ。まあ、ちょっと遠いんですけど、必ずしも、ゼロ%ではないというのを頭の中にお含みおきいただきたいなというのがあります。

と、もう一つ、私は言葉の思いや言い回しがちょっと悪かったと思うんですけど、庁舎内のあるいは役場内での取り組みですね、そういう、クールビズだとか、省エネだとか、そういう取り組みだけを私は話したわけではないんですけど、町全体的に、省エネだとかエコだとかを呼びかけて、この震災をきっかけに、須恵町はあの震災後こういうことをやってますね、須恵町は特徴を出してますね、そういうふうなことを兼ね合わせて言ったつもりですけど、まあ、思いが伝わらなかったといえますか、言い回しが悪かったんでしょう。そういう思いがあって質問をさせていただきました。その3点について、もしお答えができるのであれば、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 私もその第1番目にありました義援金の件については、報告を受けてないわけですが。

これは、災害時とか非常事態時じゃなくて、日常時点での問題であろうと、いわゆる災害が起こったからどうだこうだという問題じゃなくて、常日ごろ、そういったことに対応できるような、いわゆる力といいますか、それをつけとかなければならないと。

今、ほとんど、いわゆる事務というのは機械化されて、ほとんどがパソコンの中で行われておいて、非常に、事務の、いわゆるスピード化っていうのは行われておるわけですが、職員として今一番大事なことは、町民からいろいろ受けたことを、その方が、法的にだめであっても、法的に不可能であっても、その方が納得されて帰られる、その状態をつくること、これが職員として今一番大事なところであると思います。あとは、機械がするわけですよ。判断をする、あるいはそういった大事な部分、相手のことを思いやりながら、相手のことを理解させて、可能であればそれは一番いいわけですけど、これが不可能になったときでもわかりましたと、努力していただきましてありがとうございますと、そういった関係を、職員は常々つくらなければならないというふうに思っております。

大いに反省をしたいというふうに思っております。申しわけなく思っております。

それから、原発の問題でございますが、いろいろと原発については、チェルノブイリあるいは

広島、長崎の、いわゆる疫学的なデータしかないわけでごさいます、これがどうだこうだという問題というのが、なかなか解明されていないと。

だから、学校の校庭が20であってもいいとか、1であってもいいというのは、これは、疫学的にそういうデータが出てないから、ああいう数字が飛び交うわけでごさいます、しかしながら、いわゆる原発っていうのは、非常に重たい物質であるわけです。で、風が強ければ、それは空気中で飛んで行って、50キロぐらいまで行くというふうに思われます。50キロ以上行くときもあろうかと思えます、物質によってはですね。

しかし、通常は、重たい物質でありますので、まあ20キロ、30キロぐらいのところではほとんどが落ちてしまうと。

ということであれば、ちょうど糸島にぎりぎりかかるかなという状態までが非常に危険な地域で、特に、糸島のところについては、もう、原発について、非常に敏感になっておられるようでごさいます、私は、全然関係ないということを、まあ、言ったわけではごさいますけれども、同じ、その、対応の仕方についても、周辺地域の対応と、我々の、いわゆる50キロ、60キロ先の対応の仕方というのはおのずと違って来る。

だから、今回の、いわゆる東日本大地震での、いわゆる検証が行われて、これが100キロ先、200キロ先までも問題ありという検証が出れば、やはり我々としてはその後、大きな問題として考えなければならぬですけれども、現時点としては、周辺、5、60キロぐらいが、より危険性をはらむと、いわゆる警戒避難準備地域といいますか、そういう地域に指定されるのではなかろうかというふうに今思っておるわけでごさいます。

それから、クールビズ、エコの件でごさいますけれども、いろいろとあって、例えば、緑のカーテンとか、いろいろ、まあ、うちの3階の、いわゆるまちづくり課のところでも社会実験をやっておたりしてるんですが、建物の構造は非常にいいですよ、下屋が長く出て、夏場、太陽が高いときは光が入ってきません、冬場に太陽が低いときは、ずうっと奥まで日が入ってくると、それから、南向きといいますか、斜面が、西向きでない。だから、福岡市役所とか、よその町言って悪いけど、志免町役場とかっていうのは大変な暑さだろうと、西日がまともに受けるわけ。で、本町でそういう施設がどこにあるかという、第三小学校の管理塔の部分が運動場から西向き、あの辺あたりは何か対策を考えるということをしなければならぬのかなあというふうに思っておりますが、藤石議員がおっしゃったように、須恵町から何かそういうアイデアを発信してというところまでは、今のところ思っておりませんので、その分については、何らかの形で、管理職会あるいは主務者会等でも、そのことについて、前向きな検討を進めさせたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 藤石議員。

○議員（13番 藤石 豊） 実は、先日第二小学校の運動会の際に、何か網を張って、多分アサガオか何かでしょう、あるいはゴーヤかもしれませんけど、多分植えるんじゃないでしょうか。あれを見たときに、何かできないだろうかというのを考えました。

で、早速、私も、手前みそになりますが、アサガオと網を買ってきました。

そして、自分とこの窓に、それを今設置しております。ぜひ、参考になれば、皆さん見に来てください。もう既に設置しておりますので。

何かそういう取り組みを、まあ、やったらどうだろうかという思いで、今、お話をさせていただきました。

それから、今回の震災は、いわゆる想定外のことだと思いますが、これから先、須恵町においても、先ほどお話がありましたようにゲリラ豪雨だとか、想定外のことこれからどんどん起きてきます。想定外のことだということ、想定外じゃないということになりますよね。だから、想定外のこと想定外じゃなくならないようにですね、なくなったときにはふだんの対応が必要だということで、絶えずそういう気配り、そういう体制を整えてほしいというのが、私の今回の質問の大きな焦点でありました。

ちょっと長くなりましたけど、私の一般質問はこれにて終了いたします。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

午前10時58分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、今村桂子議員。

○議員（9番 今村 桂子） 9番議員、今村桂子です。

先ほどの質問でありました災害の件についてでございますけれども、大変、梅雨に入りまして、大雨が予想されております。二、三日も大変雨が降り続けました。

2年前に集中豪雨で、須恵町におきましても被害が数カ所ありました。今年度も職員皆様の監視と対策を強化していただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、組合加入率低下の打開策についての質問をいたします。

本来、組合は、100%加入を原則に成り立っています。

人間の生活の場である地域においては、加入率低下の事実、そのまま地域生活の安心、安全、快適を壊すものとしてあらわれてきます。生活の場での支え合いの力を、これ以上、弱めないためにも、支え合いの輪に入ってくれる住民を確保することは、地域存続のかなめの石となるものです。

加入者をふやす努力は、多くの町内会で真剣に取り組まれ、行政による支援も熱心に行われています。

2008年に取りざたされた「コミュニティ活動基本法」の制定の動きも、法案の内容の是非はあるとしても、町内会に対するモラルサポートを目指すものでした。

未加入者が生まれる背景には、個人情報保護法などにより、転入した新世帯に町内会の情報が届かなくなったため、町内会があることを知らないケースなどもあるようでございますが、役員が回ってくるからやめたいとか、煩わしいからというような個人的なものが多いように思われます。近年では、役員のなり手が無いという問題等も起こってまいりました。

現在、住民の生活様式、生活意識の多様化で、全住民に共通する関心事は、一般には減少しています。

伝統的には、冠婚葬祭を通じて、世代を超えてつながっていた地域の各世帯が、そうした行事が専門業者の手に移ることにつながり機会を失ってきました。

町内会に加入してもメリットがないという意見もあります。お互いさまの意識を通して、地域でのお互いに助け合うという関係が自覚され、その意識が共有されることで、地域の安心、安全も、また、向上していくと思います。

東日本大震災が発生し、組合や区などのコミュニティなど、地域のきずなの大切さが浮き彫りになり見直されております。

1995年1月17日に起こった阪神淡路大震災でも、町内会、自治会を基礎にしたまちづくりによる住民の日常的なつながりを保っていた地域と、そうでなかった地域では、消火、救出、救援物資の配分、炊き出し、住民の消息把握、情報の伝達、管理などで、雲泥の差が出ていることが指摘されました。

須恵町では、「生涯学習のまちづくり」を行政施策の基本にとらえ、社会教育に力を入れ、文化活動、体育活動などを通して、町民全員が縦横に結び合うネットワークづくりや校区コミュニティ、そして、福祉の分野では、町民主導で町民みずからが行う「共生の町づくり」など、町民がいろんな角度から事業や地域に貢献していく全員参加型の事業を推進しています。

各区、分館では、防犯灯の管理、美化作業、広報の配付、高齢者の「ミニデイサービス」、幼児の「チャットルーム」、コミュニティ事業の推進、社会教育関係では、育成会活動、婦人部

活動、体育活動への参加、協力などを行い、各区がまちづくりの大きな一翼を担っています。

今年度は、新たに、独居老人等の高齢者の見守りや災害時等の災害弱者等への対応、教育部局においては、教育長報告の23年度取り組み事業の中で、子供会育成会事業の再構築や分館長会、分館主事の会との協働体制の確立など、各区の協力が必要な事業等が新たに加わる予定です。

御存じのとおり、近年、組合、区の加入率は年々低下し、55%を切る区もあり、運営や財政面でも苦勞をされています。大変、危機的な状況です。各区ではさまざまな呼びかけや取り組みを行い、組合加入促進に動いておりますが、区の取り組みだけでは非常に厳しい状況にあり、これ以上、加入率が低下すれば、運営できない状況まできています。

町長におかれましては、この危機的状況に対し、区長会や共生のまちづくり総会等において、今年度から町としても、組合、区の加入促進に力を入れていくとの発言をされておられますが、今年度からどのような取り組みを町として進めていくのか、加入率低下の打開策等について、お考えをお答えください。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） この問題につきましては、平成19年の3月に、前議員でありました貝原議員からも同じような質問が出されたわけですが、現在の加入状況で申しますと、今55%と言われましたが、実際は、一番低いところは46%です。加入率5割を切っておるという状況でございます。で、加入率が一番高いところで98%ということでございます。

近々には都市化しております志免町とか粕屋町、いろいろありますけれども、80%ぐらいは加入されておりますし、北九州市においても75、6%は加入されております。本町においては70%切りまして、69.3%という、非常に低い加入率でございます。

状況については、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

特に少子高齢化、高齢化の独居等で役員が回ってくるというところで加入し切らないというような抜け方、あるいは農家の方のミニ開発、19戸以内ぐらいの住宅の開発、借家ですね、その方たちは、家主さんのほうから入ってほしいという方向で言われても、いわゆる区のほうで、なかなか、そこで1つの組合ができればいいんでしょうけども、その1つの組合ができないところにおいては、まあ、私のところで申し上げますと、いわゆる先々週、区の美化作業があったんですけども、来てあるけれども参加はしなくてもいいというような判断で、いわゆるそういうことが、いわゆる入っても意味がない、区費払ってもメリットないというような状況を引き起こしているのではなかろうかというふうに思っております。

で、今回、東日本の大震災が起りまして、私は、本当に、東北、いわゆる東日本の人だからこそ、あれだけ秩序を正しく、整然とされておると、外国のメディアからも称賛の声が上がるといえるのは、東北の人だからだろうというふうに思っております。

これが、いわゆる都市化したところであれば、これはもう非常に、混乱を起こしておるのではなかろうかというふうに思っております。

特に、あそこについては、いわゆる会津藩という、いわゆる浜通り、中通り、会津通りちゅうか、その、ありますが、ちょうど中央のところ、会津藩があるわけですが、これは、会津藩というのは「白虎隊」で有名なところですが、その藩校であります「日新館」という学校があるわけですが、そこに入るまでの、¹⁰10歳未満の人たちが、いわゆる予備隊のような形をつくって、「じゅう」という、にんべんに十と書くんですけども、その「什の掟」というのを、10人から15人ぐらいのグループの中で、いわゆる「日新館」に入るための勉強をするというか、そういう組織があるわけですが、7つの教えがあるわけですが、最終的には「ならぬものはなりませぬ」と、できんことはできんのだと、そして「長幼の序」、いわゆる上の人が言うことは素直に聞きなさいとか、そういうふうな教えがその「什の掟」の中にあるわけですが、そういった教えのもとに、ずっと育てられるというか、伝統的なそういう「おきて」といいますか、コミュニティーが生まれておったというのが、今東日本で、整然と避難場所で、3カ月もああいう環境の悪いところでおられるという、忍耐強さが生まれているんじゃないかというふうに思っております。

それから、いわゆる米沢藩の「上杉鷹山」という、ケネディとか、クリントンさんの、いわゆる御主人のほうですね、尊敬すると言われましたけれども、「上杉鷹山」という、いわゆる自助、共助、公助いわゆる公助ってというのは扶助ですね、その精神でやっていかなければならないというこの教えがあるわけですが、今先ほど議員がおっしゃったように、いわゆる個人情報保護法とかって法律、これによって、自助の部分を守られておるわけです。

それから、何かあるとすぐ行政にという扶助、公助の部分があるんですが、じゃあ、その中に共助という、お互いにみんなの力で何とかできることはないかという、そこが欠落しておると。

で、本町においては、生涯学習あるいは、いわゆる校区コミュニティーの段階で、非常に熱心に、役員さんといいますか、委員さんたちは活躍、活動されておりますけれども、その活動が余りにも「微に入り細に入り」あるのかどうか知りませんが、どうもそのコミュニティー、共助の部分の欠落というのが非常に大きいということで、近隣の町から見ても加入率というのは極端に低いと。

それから、先ほども言いましたように、各行政区、20行政区の中で、98%、100%に近いところがあるかと思うと、46%って、半分以下の加入率しかないという、行政区の格差があるわけですが、いわゆるその一番大事なところと申しますか、それは、やはり、区という単位が一番、コミュニティーといいますか、人々の生活の中で一番大事な単位であるわけですね。それで、少子高齢化、例えば子供会活動が何々区ではできないと、6年生のリーダー

がないというようなことも、今少子化の中であると、だから、校区の段階で、いわゆるリーダーがおって、その支える人たちがおって、そして、仲間がおるといような形にしないと、いわゆる行政区単位では、子供会が組織できないというような状況も起こってきておるといことから、校区コミュニティー。

そしてまた、合併へ向けて本町は進んでおりましたので、そのためにも、やはり町全体が大きくなりますと、自分の存在が遠くなると、そのためにも地域で結びつきを持たせようといことでコミュニティーというものを進めてまいったわけでございますけれども、成果としては、それが全然、いわゆる組合の加入率にとっては、上がっていないといことでございます。

それで、今、強制力はありませんので、何といいますか、町としては、こういう「町内会への入会の御案内」という、こういう、役場があつて区長がおって、組合長、皆さんへの御家庭といふ、こういうチラシを住民登録の段階で出しておりますけれども、じゃあ、それを、区長さんがだれだれ、連絡員さんがだれだれといことは、やはり、情報上、それは流しにくいといような問題もあっております。

だから、今度災害等が起こると、隣の人もわからないと、だれが行方不明になっておるかといふ状況もわからないといことも考えられるとい危機的な状況にあると。

だから、私は、今回区長会で、町も今まで、行政区ばかりにお願いして、行政区長さんが大変だったろといふふうに思いますが、町を挙げて、そのことをやっていきましょうといふふうなことでございまして、いわゆる今回は、まちづくり課のほうで、「町づくり推進会議準備委員会」といふ会があるわけでございますが、そして、各区を訪問する、仮称といふことでございますが、「町づくり懇談会」といふものを検討して、その区の、いわゆる要望、ニーズをまず聞いてくると、推進委員会が中心としてですね。

だから、行政が即行って、どうだこうだといふことじゃなくて、民間の委員会の人たちが、その行政区との懇談の中で、そして、この行政区はこういう問題が課題だといふことがありますと、また、要請があれば、今度は私を中心として、例えば、これは、建設課の問題もあるといふことでは、建設課長も連れていくし、住民から国保の問題があるといふことであれば、住民課長を連れていくとかいようなことで、いわゆる行政と行政区の、区民の人たちの近づきといひますか、接点を設けなければ、いわゆるメリット、デメリットといふ話がされましたが、町民になつても区民になつても何もメリットはないと、役員が回ってくるデメリットだけしかないといふような状況が起こってまいりますので、そういった懇談会を中心にして、まず、意識を高めていただくといふことを、まず、手始めとしてやっていきたいといふふうに思っております。

そして、自治会の勧誘、今言いましたパンフレット化、開発については、不動産業界への協力依頼とか、未加入者への今度はアンケート調査をして、そして、どういふことで入られるかと、

そういうデメリットの部分、いわゆる解消していくことによって、加入もされていくんではなかろうかということで考えておるわけでございます。

積極的に行政もかかわって、加入率を向上させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） ただいま聞いたところによりますと、46%を切っている区があるということで、これは、2世帯にも1世帯以上の未加入がいるということで、そういう区では、非常に財政的にも厳しいのじゃないだろうかと思います。

ちなみに私の入っている区でも55%を切っておりますが、非常に財政的に厳しい。そういう中で区もいろいろ努力をしてみいました。

で、例えば未加入のところから、共益費を取るところで、例えば、防犯灯の電気代、それから消防費、それと子供育生会費を共益費として一応取る。しかし、なかなかそれも、本人が「うん」と言わないと取れない、しかも、中には、少ない金額であるにもかかわらず内訳はどうなっているんだと、未加入の方に限ってそういうことを言われております。本当に財政的に厳しい中、役員さんたちは一生懸命活動をされてきております。

美化作業に関しましても、先ほど町長のほうが、来ても、というような話、されましたけれども、美化作業も出不足金等を未加入の方ですべて美化作業の日を案内をいたしまして、出不足金等も平等に取っているという区もあるという実情でございます。

しかし、区だけでは、なかなか徹底をすることはできない、そこで、行政のほうでも何とか御協力を願えないだろうかというような内容もでございます。

それと、区のニーズを、まちづくり推進会議等懇談会で聞くということでございましたが、これは、加入をしている区としては、非常に前進をしていくことであろうと思っておりますし、町内会の入会の御案内、不動産への案内と、本当に前向きにいろんな形でこれから努力をしていただけるということでありがたいなと思っております。

まあ、未加入者に関しての、もうちょっと、何というのですかね、もうちょっと考えることが非常に、あの、行政としても難しいところであるというのはわかるんですけども、区としても、本当に財政的に厳しいというのが一番の現実でかかってくると思っております。

それに加えて、本年度からも行政からの仕事依頼というのですか、そういうのがどんどん入ってきます。人的な不足もあります。対応していくだけの区としての力も、ある区とない区があると思っております。本当に厳しい現実の中で頑張っておられますけれども、いま一つ打つ手がないというの、区としても行政としても非常に厳しいところであると思っております。

19年の3月に貝原議員が質問をされまして、その中で、区長会と、随時話し合いをしながら

頑張っていますというような御回答をいただいておりますが、あれから4年たちまして、余り変わっていない、それに加え、区としては、加入率がどんどん低下していく、何とか歯どめをここでかけなければいけないということと、財政的な援助といえますか、非常に今、一応、区に対する交付金もいただいておりますが、98%入っているところと、46%入っているところでは財政も非常に違いますし、動ける範囲も決まっています。その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 不思議と行政区の大きいところが、未加入というところが多いわけです。

それから、その行政区が財産を持っておるといいますか、そういうところが意外と少ない、まあ、南米里の場合は別ですよ、南米里、大島原をのけて、大体、総体的に言いますとそういう状況です。

旧上須恵というところが非常に加入率が悪いという状況ですが、だから、上須恵あたり800で、5割入っても、その、南米里とさほど歳入に関しては変わらないという状況で、それともう1点は、じゃあ、町のほうからということになりますと、今行政区のほうも財政的に困っていると、そこを助けてやると、今度は、行政区のほうも努力がされんじやなかろうかというような問題もありますので、そこはお互いに努力をしていきたいという状況でございますが、これといった打開策というのは、今、確かにはないわけです。

まあ、少子高齢化というのが1番の問題、だから、あるいは行事、子供会の行事というの、いわゆる昔の行事というのがお宮、お寺、そういう宗教にまつわりつく行事というのが非常に多かったわけです。今、宗教が多様化してきておりますし、だから、そういう宗教行事には、かたまりませんというところも出てきておったりして、そうすると、子供会に入っておっても、子供会活動から逃れるというようなことになりますので、なかなかこの難しさはあるわけですが、以前は、住民課で住民票を、例えば住基登録に来た時点で、役場のほうから、区長さんはだれだれです、連絡員さんはだれだれです、そこにいって判こをもらって来てくださいと、そうしたら、いわゆる入居といえますか、住居を移せますよと、そういう強制力を持ってやっと思ったんですが、今は、もう全然、自分、個人ということになりますので、特に、その個人情報保護を保護するようなことを行政がまずやってしまうと、一番の大きな問題になって、人権という問題からすると、一番大きな問題にひっかかってまいりますので、非常にこう難しい。そうすると、先ほど今言われたように、未参加の、参加しなかった場合でも出不足金を取るとか、あるいは消防とか、育成会っていうのは子供がおってもおらんでも子供を見守るための資金集めをしているからとか、消防においても、全体の中で、いわゆるそういう消防に守られておるからというようなことで取られて、僕は非常にいいことだというふうに思っております。

そういったことも参考にしながら、今後ともに考えていきたいと。

具体策としては、今のところ、私としても持ち合わせをしておりますので、行政区で、これで成功している区もあると思いますので、そうした成功した例等を参考にしながら、未加入が多い区については、努力していただきたいということでこれから頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 本当に打つ手が、なかなかいいのがないのが現実だろうと思います。

そういう中で、やはり一番はモラルの欠如、個人主義が原因なんだろうなというふうに非常に思うんですけども、まあ、区として財政的に援助すると頑張らないんじゃないかというような、今お話がございましたが、区のほうは、本当に、今言ったような共益費を取る、美化作業の不足金を取る、で、昼間使用していない公民館を貸し出して、その家賃ですか、そういうので運営をるところまでできているということで、非常に、もう、努力は本当にしております。

そういう中で、何とか財政的に援助もできないのかなということで、今お話もいたしました。

それと、今後、組合からの脱会者を出さないために、脱会をするための脱会届を全員の各区の中の、組合ですね、組の中で話し合いをして、全員がオーケーをしないと脱会できないというようなところをつくったり、本当にまあ、非常に苦労しながらの、現実には、大変な思いをしながらの、区の活動をやっておるといことは、理解をお願いをしたいと思います。

そういう中で、区の役割りというの、今変わってきてるんじゃないかなと思うんです。

今までは、いろんな行事へ参加する、お祭りをする、今言われましたように宗教行事、ところが、区の役割りというの、こういう震災が起きてから、防災、どのように高齢者とか災害弱者を守ればいいのか、それから、高齢化に対しての見守り等をどうするのか、それと、子供を通して親と親のつながりをどうするのか、そういう面の行政のところが大分入ってくるんですね、で、その辺を何とか未加入の方たちにも知らせて、区に加入する方策ができないのかなと、防災関係の、皆さんを組み入れるということで、何とか加入促進につなげていけないかなということ、今後、また、行政と区のニーズを聞くという懇談会の中でも、突破口としてやっていけるような気もいたすところがございます。

その辺も考えながらお願いをしたいと思います。

それから、PTAと子供会の関係の中で、育成会子供会のほうに、あいさつ運動とかプール当番が今、来てるんですね。たら、結局、情報が、未加入の方の世帯としては、だれが、区に入っていない方でPTAの方がいらっしゃるのかもしれない中で、その当番組みをしてます。

そういうようなところで、情報開示がないということが、非常に、区に関しての負担というものもふえてきているのも事実でございます。

こういうことも解決していく方策をその中でまた探っていただきたい。

行政区の格差というのが非常に問題になってまいりますけれども、もう、これから、区としても、多分いろんなことで努力はされますので、町としても、まあ、町長が今年度から加入促進に向けて力を入れていくと言われて、いろんな対策をとっていただけるようですので、今後も、さらなる加入促進に協力して行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 14番、原野敏彦議員。

○議員（14番 原野 敏彦） 14番、原野敏彦でございます。

昨日は、雨の関係で、第39回の相撲大会が中止になりました。大変、期間中、選手の方々は一生懸命練習をされてあったと思うんですけれども、本当に残念な結果に終わりました。

そういうことで、一生懸命頑張られた方には、本当に、今後とも頑張っていただきたいなど、こういうふうに思うところでございます。

今回の私の質問は、議員になりまして3回目か4回目、この中央地域の質問をさせていただいております。

第5次総合計画が本年度から始まりました。

過去、第1次、2次、3次、4次という計画がありながら、なかなか地域の整備がなかなか進まないという現状でございます。今回も12月議会でこの地域のことも質問させていただきました。

吉松課長からその回答もいただきましたけれども、またちょっと若干この地域が変わってきて、状況が変わってきてますので、再度、この地域のあり方を、再度、質問させていただいているところでございます。

前回は、景観条例をつくってほしいとか、そういうようなことを言いながら話をさせていただいたんですけれども、ちょうど北側になるんですかね、不用品のリサイクルの場所があったわけでございますけれども、町、執行部の方々、いろいろ御努力をしていただきまして、地権者の方等々の御連絡をしていただきまして、何とか撤退をしていただいたということで、町民の方々も、あの辺を通るたびに嫌な思いをされてたと思うんですけれども、今は更地になりまして、少し安堵もされているところではないかなということを思っております。

中央地域は、JR中央駅周辺を商業地域と位置づけをして、住民の生活ニーズに対応した商業の振興に促進しますということが、この5次計画の中にもうたっております。

また、そういうふうな意味で、そういうふうな撤退もされたんですけど、行政としてそういうような対策、対応する案があるのか、これが、第1点聞きたいところでございます。

また、中央駅広場、これも諸事情がありまして、断念せざるを得ないという状況になったわけでございますけれども、前回の質問のときにも、南側にコミュニティーバスの停留所をつくったということで、これから先、どういうふうな展開になっていくのか、この辺も1点質問をしてみたいというふうに思っております。

そのコミュニティーバスの件に関しましては、前回も話しましたが、やはり、進入口が道交法に関係ないといえますか、そういうふうな思いがあるものですから、一般の車両が常時よく、私があそこにとまっているときに、いつでも1台、2台は通ってる状況がございます。

まあ、それを踏まえますと、事故の可能性、まだ、事故はあつてはおりませんが、あるのではないかなということですね、その南側の公園地域等々の開発を急いでいただいて、あその場所を道交法に適用するような道路として、それをしていくことにおいて、本当にやっぱり一方通行で進入できないということがなるのではなかろうかという思いで、今回、また、中央地域の質問を再度させていただきました。

どうか、町長さん、また、担当課長さんの答弁をいただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（三角 良人） 吉松まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉松 良徳） 失礼いたします。

原野副議長には、たびたび御質問をいただき、改めてこのように学習する機会を与えていただきましたことを心から感謝申し上げます。

議員、御存じのように、総合計画は、向こう10年間の町の目指すべき将来像を定め、必要な施策を体系化したまちづくりの最上位に位置づけられる計画でございます。

第4次総合計画が、平成22年度末をもって終了し、本年度から第5次総合計画が「ともに思い ともに創り ともに生きる」を基本理念としてスタートいたしました。

御質問の中央市街地の整備につきましては、その中の施策大綱4「安全で安心して快適に暮らせるまち」の施策項目3「利便性の高い都市形成の中でJR須恵中央駅周辺を商業地域と位置づけ、町民の生活ニーズに対応した商業の振興を促進します」とうたわれております。

須恵中央駅周辺には、ダイエー・ハイパーマート須恵店がオープンすることが決定されることを契機に、平成8年、須恵中央駅前広場の都市計画決定を行い、ハイパーマート須恵店を中心とした粕屋・宇美線沿線を、住民の日用品の買い物等の利便性を図る商業地域へと誘導するため、近隣商業地域として都市計画法の用途地域を指定いたしました。

しかしながら、ハイパーマート須恵店は平成14年に閉店し、現在パチンコ店となり、当時の利用客の駐車場は売却され、住宅、アパート等の住居地域へと変わりつつあります。

近年、須恵中央駅の乗降客数、また、町の人口も大幅な増加が見込めないことや、大きな財政

負担を強いられること、地権者が廃止を希望していたこともあり、都市計画決定していた須恵中央駅前広場も昨年度廃止いたしました。

今後の駅周辺は、土地利用の制限も駅前広場廃止により多少緩和され、民間による商業地域としての適正な土地利用を期待するものでございますが、地権者とともに、密接に連絡をとりながら、景観を損なわない有効活用を引き続きお願いしたいと考えております。

昨年、都市計画に関する調査、都市計画基礎調査が実施されました。土地利用の現況、建物現況、都市施設、市街地整備の状況等に関する現況及び動向を把握する調査が行われ、本年度集約されたデータが、県の方から届く予定でございます。そのデータを分析し、駅周辺だけにこだわらず、商業振興へ誘導できそうな地域を洗い出し、再度町内の用途地域の見直しを検討したいと思っているところでございます。

また、コミュニティーバス発着場、通称須恵中央駅中央交通広場でございますが、もともとはJRへの交通結節点として機能を期待し、設置したものでございます。現在コミュニティーバス、西鉄バス以外の進入は禁止いたしております。しかしながら、法的な強制力がないため、一部の車両が通り抜けしていることは事実でございます。

今後、隣接している公園用地の利用計画とあわせて、道交法の法規制ができる町道に認定すべきか、関係各課と検討したいというふうに考えております。

それまでの期間は広報活動を充実させるとともに、目につきやすい大きな看板を設置したり、簡易的なバリカーの設置等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。前向きな姿勢がうかがわれるところでございますけれども、もう一件、コミュニティーバスの停留場あそこにつくったわけですけども、利用状況と申しますか、あそこで乗りおりされる方のデータが、多分毎日報告はあつてと思うんですけど、データはあると思うんですけども、それと運転手さんにもちょっとお聞きしたんですけども、やはり危ない目に遭ったという報告を私は受けております。

というのは、あれは両方一方通行ですね、反対側から来ないようになっている、それがやっぱり反対側からも入ってくるということで、道路に出て、踏切を渡っていつているということで、運転手さんは、バスはもう来ないものと大体思うわけです。だから、それによって今まで事故がなかったのがよかったなということで。

今、課長のほうからも話がありましたけどいろいろな方法を考えているということですけども、進入禁止側でない、反対側からもやっぱり入っていく。その辺も考慮していただきたいなというふうに思っております。

それは、早急にやらないと、やはり事故があつてからでもやっぱりいけないし、そのほうの責任というものもあります。先ほども言いましたように道路交通法には触れないという点もありますので、早急にそのような対策はやってもらいたいなということでございます。

それから、もう一件は、平成8年に大型店があそこに参りまして、平成14年に撤退したということで、その間いろいろ跡地の問題でもいろいろ町長のほうも検討されまして、大型店をつくるような業者もあったわけでございますけれども、やはりその中で、今課長が申されましたように、須恵町としてはもう大型店は来ないと、必要ないといひますか、今までの須恵町の商業自体が点在するような町でありましたし、遠く昔になりますと、炭鉱があつた時代に西側に商店街があつたぐらいのもので炭鉱が栄えたときにはそういうふうな町づくりがしてあつたと思うんですが、その後炭鉱が閉山しまして、7,000人、8,000人の方々が他の地域に流出されまして、それから町づくり自体は停滞していただろうと思います。そういうふうな関係で商工業、商業に至っては、やはり点在する商店ができるということで、先ほどお話の中にも県等に要請されてそういうふうな店ができるのであれば、やはり須恵町もやっぱり商業として町民の方々にやはりお買い物、ショッピングに関しても、なるべく御不満が出ないような町づくり、商店づくりも考えていただきたいなと思っております。

また、私も商工会に長くいたんですけれども、青年部の方々、今の会長さん初め積極的に行動を起こしていただいて、町づくりの一環にもなるとは思ひますけれども、いろんな施策をつかっていただいております。これも、やはり中央地域でそれも頑張つていただいているわけでございますし、農つ工ら商なり、なんか、やろうかな、そういうふうなこととか、駅近くには、道の駅と似たようなものを住民の方が建設し、活発化にしているということでございますので、その中央地域においても県道35号線ですかね、筑紫野・古賀線の4車線の問題もあるとは思ひますけれども、そういう意味での町づくりを積極的に考えていただいて町づくりによく活かしていただけたらなということをおもっております。だれか、町長意見がございましたらひとつよろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 課長が申されましたように、中央駅前の広場、これについては商業地域として用途地域を定めておりますが、今の町の状況としては町としてそれを何とかできるかという非常に厳しい状況でありますし、民間でも進出してきたということがあれば町としてもバックアップしていきたいというふうにおもっております。

先ほど言われましたように、やはり町としては、町内の商工業の、いわゆる振興を図るといふようなこともありますし、大店法等の問題もあるし、まあ大型店舗っていうのはもう無理だろうというふうにおもっておりますが。

確かに、今少子高齢化の中で、買い物難民の人たちが非常にふえてきておると。車ももう乗ってないと。長寿化の中で、70歳超してわざわざ切りかえに行くのもあれだと、車ももう放棄してという。そうすると近々に、そういう生活の材料を変えるような店っていうのも欲しいわけでございます。

第二小学校のほうでは、長礼のところにヤマエですかね、サニーヤマエがあります。それから第三小校区といいますか、ちょっと大賀薬局のその辺にビーンズがありますが。第一小の、いわゆる須恵中学校、川子団地、あの周辺にないわけでございます。

今のところ、名詞を出してよいのか悪いのかわかりませんが、飯塚の方から店舗を進出したいというようなことがありますので、商工会とも協議した結果、それはいいよと、後押ししたいということでありますので、私どもも行政として、買い物難民といいますか、弱者解消のために、そこに商店が進出してくるのを手伝おうというような状況でございます。

また、今申されましたように、地産地消という関係で近所にも地元の方、そういうものを建てて売りたいということで、本当に横でありますので、そういう形で、いわゆる、そこに店がぽつんと一軒あるんじゃなくて、そこに何かの核になる店があって、その周辺で、いわゆる商業地域をこしらえていくということが地元の町の住民の人たちの便利性、利便性を図るんではなかろうかというふうに思っておりますので、駅前広場については商業地域として認定をしておりますけれども町として何とも今できない状況であります。しかしながら、買い物難民を解消するという方向としては町としては一生懸命努力をしていくということでございます。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。ちょっともう1点だけ、先ほど言いましたように、コミュニティーバスのことをこだわるわけではございませんけれども、利用状況がわかりましたらその辺と、これが多い少ないは別にしましても、いわゆるそれが本当に少なければ、本当にあそこにコミュニティーのバス停をつくってよかったのかどうかという検証もこれはできると思うんです。今まであれは金額をかけてつくった停留場でございますけれども、ほかの場所はやっぱり行政区の公民館前とかいろんな所に看板上げたぐらいでずっとしているわけでございますけれども。そういうふうなお金をかけてつくった後に乗降客が本当に少ないのであれば、1日、さあ、10名おられてもこれは少ないと私は思います。町の中心地でありますので、試験でずっと時刻表のいろいろルートをいろんなことを試行錯誤しながら今つくってあるわけでございますけれども、それが功を奏していないということであれば、先ほど課長のほうからお話がありましたように、あそこをとにかく早く何らかの施設をつくって、あその場所にやっぱりあの停留所をつくってよかったな、道交法であそこを進入禁止にして、車も通らない安全な場所だなという、やっぱり町民が喜んでいただけるような、そういうふうな地域に、場所にしていただい

て中央地域の発展に寄与していただきたいなど、こういう私の思いでございますので。先ほど課長からその答弁いただきましたので、答弁の必要はありませんけれども、その辺をよろしく願いたいしまして私の質問を終わらせていただきます。本当に、ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 8番、合屋伸好議員。

○議員（8番 合屋 伸好） 8番、合屋伸好でございます。微妙な時間をいただきましたので、超特急でまいりたいかなというふうに思いますが、超特急と申しましても、少し余談を言いたいわけですが。今副議長が言われてました少年相撲ですが、本当に残念でございました。町長、教育長もそうでしょうが、吉松理事もそうなんだろうと思います。皆さんそうです。何とか、延期とか、屋根のあるようなところでできないかというふうなことも、やってもらえないのかというふうに考えていたところでございます。

それでは、通告に従い質問をいたしますが、質問に先立ちまして、東日本地方における地震等の被害に遭われました方々及び各関係各位に御冥福並びにお見舞いを申し上げます。定番のあいさつとなりましたが、東北地方では現在亡くなられた方は1万5,000人を超えました。また、いまだ不明の方が8,000人を超える方がいらっしゃるということでございまして、あわせて瓦礫の状況もままならない、原発の終息も全く見えないといった大変な状況でございます。

今回は、御承知のとおり、この3・11の地震、津波被害に端を発するものであります。したがって、微力ではございますが、この復興支援の一助、これを前提として質問を進めさせていただきたいというふうに思っております。

これから夏に向かいまして電力の消費量が増大することを懸念いたしまして、経済産業省を初め、全国的に節電が呼びかけられているところでございます。もちろん、西日本におきましては周波数の違いから直接の協力はできないというわけではありますが。玄海原発等の停止、また、これから盛り上がってくるであろう脱原発の関係を含めまして、いずれにいたしましても須恵町といたしましては15%ほどの節電は必要になってまいるわけでございます。

この節電対策というふうに申しましても、いわゆる多岐にわたる、ソフト面とハード面、直接的と間接的、またすぐに行えるものと長期の計画が必要なものなど、あらゆる範囲、あらゆるくりに及び、限りがないものであろうというふうに思います。本日は、そこで中でも比較的ポピュラーなもの数点について、7点だと思います、通告をし質問としたいというふうにと 생각합니다。

そこでまず思いつきますのが、当町でも既に実施されていますクールビズであります。ことは頭に「スーパー」がついておりまして、ところによって職員はTシャツ着用など、設定温度を上げるためのさらなる努力が促されているというのが現状であります。このように経費が余り

かからない対策というのがありますが、ほとんどが大なり小なりの予算、費用を必要としてくるかというふうに考えられます。そこで、これらの対策にどれほどの予算措置ができるのかということが大きな問題になってこようかということでございます。

これが今回のポイントでございます。もちろん、内容によって価値観が異なるということになります。今まで経費削減のための節電でしたが、少々様相が変わってまいっておるということでございます。

まずは1つ目。多額な費用を必要とするであろう風力発電と太陽光発電でございますが、これは比較的難しいのかなというふうには承知をしております。

以前に一般質問もされたかと思いますが、今後、先ほど町長の答弁もありました、国や県の動向も変わってくれば、要検討という可能性も出てまいるのかというところでございましょう。また新設の施設であれば、設置も幾分容易にできるのではないかとこのように考えるところでございます。これを一つお聞きいたします。

2つ目です。次に、光ダクトと地熱交換、通告しておりますが、この光ダクトというのはいわゆるダクトですね屋根の、天井の上を張っている換気ダクトだったり、排煙ダクトといったものがありますが、こういったものの中に鏡を設置して屋根部で取り入れた光を好きなどころに必要な部屋に持って照明にするというものでございますが、これ最近開発されたものでございまして、まだまだこれからだろうということでございます。

また、地熱交換でございますが、地中や床下の冷気を室内に循環させることによって、エアコンのかわりとするというものでございまして。いずれも一般住宅ではこれから普及するのではないかとわれています。

これが公共施設においては、果たして検討の課題に入るのかということでございます。まだまだ、これ、工事も必要とするものでありまして、これからの製品であろうということでございます。費用がかかる順に申し上げていくつもりではありますが。

次ですが、屋上と壁面の緑化でございます。学校等では既にグリーンカーテンと称しまして、アサガオなんかネットにはわせられて、これ昔からあつてますが小規模であります、実施されているようです。それが、学校だから生徒や先生たちがついておれるわけですが、ほかの施設で体育館やホール、そういった施設でこういった検討をして大丈夫なのか、採算 採算ばっかりじゃないんでしょうけども、できるのかということをお尋ねしたいということでございます。

通告の最後がLEDでございます。前回、副議長が質問されたかと思いますが、これ一度かえますとずっといいということで、維持費等の人件費がかからないというところで、比較的安価ではないかというふうに判断をいたしました。で、最後に持ってまいりました。

これ、御承知のとおり、白熱球、蛍光灯を併用した平均的な消費量に比べますと少なくとも3分の1の削減になるということでございます。半分や半分を超える削減になる場合もあるということございまして。十分に15%以上の削減に直接つながるものでございます。また、耐用年数も長いというのも御承知のとおりかというふうに思います。

以上、可能なもの不可能なもの、もちろんあるとは思いますが。しかし、また、この節電対策先ほど申し上げました小さなことも含めると、限りなくあるわけございまして、まさに今創意工夫が求められるというものではないかと、この創意工夫が今回のキーワードとなるのじゃないかというふうに思います。

また、町もしくは町に付随する施設、これは既存のものにあわせまして新設の予定もあるということございまして、これの検討もしていただかなければならない。さらには町にとどまらず、いわゆる役場にとどまらず、広く民間の企業や町民に対して呼びかけやキャンペーンなどの実施等を町主導で行うということも、これも一策ではないかというふうに思っております。

以上。町長のお考えをお伺いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議員が工務店を運営されておられますので、非常にこう新しい節電のための施設といいますか、そういう方法を御存じだということでございますが。議員も質問の中で言われておりましたように光ダクト、あるいは地熱交換、光ダクトというのは、こういう光をとってそれを2階3階まで、1階2階まで光を通す、それを鏡で反射させながらということでございますが、既存の建物にそれをやるっちゃうのは非常に莫大な金がかかるということございまして。

いわゆる対費用効果を考えますと、節電の部分と、いわゆる費用の部分、エコの部分と、ある程度すみ分けて考えていかなければならないんじゃないかと。そういう施設をつくって節電によって、我々の場合は経済的な問題も考えますので、そういう状況の中でペイできるのかということも考えていかなければならないということからすると、今後、新築の建物ができた場合について、そういうことを考えてみるということは可能であろうけれども、既存の建物については今のところ不可能ではなかろうかというふうに思っております。

それから、地熱交換、これについても同じことですね。地下を掘ってやらなければなりませんので既存の建物にはできない。これも新築になれば考える余地はあるのではないかとということございまして。

それから、グリーンカーテンでございますが、これ藤石議員のときにもお答えをしたようにございましてけれども、若干、ちょっとでございますが、今町づくり課のところでは社会実験やっておりますが、学校等もやればよいと思うんですが、これ、台風が多いしその台風対策として2階

までグリーンカーテンを伸ばすことで可能なのかという危険性の問題等も含めてその辺が。だから福岡市役所あたりはひもか何かでこう常に動くような状況で、ひもにこう巻きつけていく、竹じゃなくて、そういうことをやっておられるところであるわけですけども、この辺は都市部ではない、まあ、ヒートアイランドは起こさないというようなこともありますし、構造上の問題として、グリーンカーテン、あるいは屋上の緑化というのが考えられる。この屋上の緑化にしても構造的にここ役場庁舎には無理なんです。これはもう、軽量で、下は3階まで鉄筋ですけども、4階は鉄骨構造になっておりますので、いわゆる構造的に力がないというところでございます。

それから、太陽光と風力については、藤石議員のところにお話ししたように一定の、いわゆる例えば太陽光であれば夜間は発電できないと。これは蓄電池が、いわゆる交流を蓄電できるようなことが可能になってくれば別の話でしょうけども。

そういったことで、基幹的な、いわゆるエネルギーということには向かないんじゃないのか。電力あるいは電圧、一定した電圧を皆の家庭に供給していくという、このことが、いわゆる非常に難しいわけでございますので。これについても、その基幹的な電力としては難しい。

だからいろんな電力、いわゆる複合的にといますかね、例えば地熱発電があったり、風力あったり、電力あったり、火力あったり、あるいは今、何か、オーランド地球何とかトリウムとか何かいう、藻を発生させて、それを、何といますかね、ガス化っていうか、液化っていいですか、石油化させて、そしてそれを発電する。

だから、今福島県が災害あってます、福島県全体の面積にその藻を発生すると日本のガソリン燃料は全部補えるというようなことだそうでございますが、これも研究的な部分でございまして、いろんな電球をつくる、自然型、いわゆる原子力にかわる部分としてできていくということを期待するものでございます。

それから、LEDについてでございますが、これも対費用効果を考えますと非常にこう難しい問題があって、今私どもが使ってるこの蛍光灯1本が165円なんですよ。その同じ47ワットのLEDを買うと1本1万8,000円するんですよ。そうすると、それを消費電力23ワットで計算をいたしますと、蛍光灯の6割寿命が長いといたしましても、電力は従来の蛍光灯の6割程度寿命は5倍以上っていわれておりますけれども、1本当たりの単価が余りにも高いわけでございます、10年以上使用したとしてもLEDを初期導入したときの対費用効果とペイはできないという状況でございます。

今後LED化していくのは当然でございまして、値段も安価になってきますので、その時点ではどんどんと入れていこうと思っておりますが。

ただ、現在、通学路あるいは幹線道路の防犯上明るさを十分保たなければならないということで、ことしから60基から80基程度、これは1基当たりの単価がありませんが、既存のところ

もかえたり、あるいは新規につくったりするところもあるんですけども、LEDの外灯を設置するという計画をいたしております。

LED料金にしますと、電気料金が安くなったり、CO₂が出ないとか、寿命が長くなるというようなことをございますので、今度あの防犯灯等のLED化の更新を努めて行っていくということをございまして、いろんな面でまだ研究段階、検討段階でございますので、いち早く飛びつくということにはなりません、LEDについては成果が出ておりますので、そのようは方向で進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 合屋議員。

○議員（8番 合屋 伸好） お昼も過ぎましたが、先ほどの藤石前議長とほとんどかぶったことになりましたけども、一つずつ検証させていただいて質問を終わりたいと思います。

まず、風力と太陽光発電。難しいということをございます。また、これ、蓄電に多額の費用がかかるということで、これの開発が進めばまた、それと、あと、国の補助の内容が変わればやってもらえるということで、そのときに検討いただきたいと思います。

あと、光ダクトと地熱交換でございますが、これも、先ほど申しました新設の今度の幼稚園、これに適用ができるのか、検討ぐらいはできないのかということをございますので、極力、ほかにもたくさんあるとは思いますが、方法が、極力お願いしたいところをございます。

それと、屋上緑化、これ、例えば、今庁舎には無理だということをございましたが、これちょっと考えを変えまして、屋上にプランターをぽつん、ぽつんと置いておくとかだれかがそれに水をやりに行かないかんわけですよ。そのときについでに屋上じゅうに水をまいてもらうとか、何かそういった、緑化を利用したものができないかと。当然人件費もかかるわけをございます。

壁面に関しましては現在のをどんどん推進、推奨していただければいいのかというふうに思っていたところをございます。

また、LEDでございますが、これも当然費用対効果ということではありますが、先ほど言われました価格も定価に近いものがあるかということで、まだまだ安くなる、そしてたくさん買えば安く仕入れられるというところもあろうかと思ひます。

これ、LEDとは違ひますが、照明器具の反射板に鏡を張りますとその光る明るさが倍ぐらいになるというふうにいわれています。これ検証したわけではないので、倍ぐらいの感じがするといったところだろうと思ひますが、こういったところも、工夫ができる照明器具に関しては工夫をされると安価で明るくなるのかなというふうにかえします。

それからまた、今回特にお聞きしたかったのがその新設の幼稚園。どれほどのウエートを置けるのかというところではございますが、まだ青写真もできとらん状態でございますので、今ちよ

っと詳細を答えろというのも無理なことだろうというふうには思います。

それと、最後に申しました、通告をしておりますが、キャンペーンと町主導で、例えば何割以上削減したら報償金なり、キーホルダーがもらえるよ、みたいな、そういった節電に向けての町の活動、これ、町長どう思われるのか、これをちょっとお聞きしときたいなど。

したがいまして、その幼稚園のことと、このキャンペーンのこと、この2点を考えをお知らせください。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 反射板設置については1階の事務室見ていただくとわかりますように、反射板をつけておりますし、前のカバーも外しておりますので。ただロビーについては2灯に1灯消してもさほど変わらないぐらいの明るさを保っておりますが。ただ、LEDの管を導入しているわけじゃありません。

それから、キャンペーンにつきましては、確かに目標値を決めてやっぱりやるっていうのは本当に身が入るわけでございますので、例えば15%なら15%。これにしても家庭の部分としては、なかなかこう難しい部分があるわけですね。先月の電力は幾らやった、今月は幾らとかいう部分。年間を通してやっていかなければなりませんので、これは難しいと思いますが。公共施設については、目標値を定めてこれから節電について頑張っていきたいというふうには思っております。今のところ目標値を何ぼっていうことは、私も言えませんけれどもですけどね。菅さんはすぐ20%とか言いますけれども、ちょっとそれは根拠がありませんので言えませんが。それを極力減らしていくということでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 合屋議員。

○議員（8番 合屋 伸好） それでは、これをもちまして質問を終わりますが、くれぐれも新設の幼稚園のほうはよろしく御配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、田ノ上真議員。

○議員（1番 田ノ上 真） 議席番号1番、田ノ上です。今回初めて質問させていただきます。

なれないことをございますので、いろいろとお聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

今回震災関連の質問をいたしますが、犠牲者になった方々には深く哀悼の意を表します。

それでは、通告に従い、東日本大震災の関連で須恵町の取り組みについて質問いたします。

安心、安全の町づくりということで、余談ではございますが、ここで、御礼をさせていただきたいことがございます。きのうも激しい雨が降りましたが、古い話で恐縮ですが、これは2年前の平成21年7月24日の集中豪雨による水害のときのことです。

実は、私の自宅も床下浸水という形で被災しました。その際、行政のほうから土のうの提供やその後の消毒などさまざまに支援をいただきました。

さらにさかのぼる5年前の台風の時も、私の経営している店舗の看板が強風であおられ危険な状態を助けてくださったのが消防団の皆様と役場の職員の方でございます。本当にありがとうございます。この場をかりて御礼をさせていただきたいと思います。本当にありがとうございます。また、町内各地で災害時にこのように助けられた方も多いかと思えます。代表してというとおこがましいのですが、感謝申し上げる次第でございます。

質問に戻させていただきます。須恵町におきましても、安全と安心の町づくりに日々取り組んでおられるのは、よく承知しております。その上での今回の質問になるのでございますが。ある住民の方からこういう声をいただきました。概要こういう話でございます。

須恵町各地にため池がある。もし、想定外の地震が起きて、堤が決壊したら、家が流されるところと不安でたまらなくなるとのことです。

言わずもがなでございますが、ため池について一言させていただきますと、ため池は一般的に農地のかんがい目的に供する貯水池であって、洪水時の出水調整など防災役割に加えて自然環境の浄化に寄与する比重が重い一方、社会公共性の高い性格を持つとされております。もちろん、須恵町においても適切に管理されていると伺っております。そういうわけで、住民の方には余り神経質になるのもどうかと一度は思ったものでございますが、今回の震災での報道によりその方の不安ももっともだと思っております。それは、福島県須賀川市にある農業用ダム藤沼貯水池の決壊の報道です。新聞記事を引用いたします。記事ではダムと表現されておりますが、正式名称は藤沼貯水池でございます。

「東日本大震災の大きな揺れが襲った3月11日、内陸部の福島県須賀川市長沼地区では農業

用ダム藤沼湖、貯水量150万トンが決壊し濁流が集落を飲み込んだ。7人が死亡し1歳の男児が行方不明。15世帯56人が今も避難所生活を送る。近くに土砂災害警戒区域もある。梅雨を迎えると地すべりなどの危険がさらに高まり、住民は不安を募らせている」との書き出しです。

続いて被害記事は、「ダムの水は下流域86.7ヘクタールにあふれ、内陸部に大きな水害をもたらした。流されたり全壊したりした家屋は19棟。床上、床下浸水した家屋は55棟に上る」とのことです。これは、読売新聞の5月30日の紙面を引用させていただいたものでございます。

私の友人が時事通信社の福島県郡山支局におりまして、話を聞いたところ、「6月に入っても避難者の状況は変わらないようだ」とのことです。

津波と原発の被害に隠れがちになっているが、地震の揺れによる直接的な被害で見ると今回の震災で最大級だとの認識でございました。

藤沼貯水池は貯水量150万トンの大規模なものであり、直ちに須恵町の現状と比較できるものとは思えませんが、そのつくりは台形状に盛り土をして水をせきとめるアースヒル構造ということで、ため池の堤としては一般的なものであります。今回住民の方が特に気にしていたため池も同じつくりをしておりまして、地震災害を考えたとき、注意が必要だと感じました。

平成17年の福岡県西方沖地震は記憶に新しいところでございます。このときの須恵町の揺れは震度5強でした。多くの方がそうであったように、私も福岡に地震はないと思い込んでいたもので、大変に驚いたものでした。

今後も、東日本大震災のように、想定外の事態が起こることは十分に考えられます。そこで、須恵町においては安全に対する管理は適切になされているとは思いますが、住民の安心のためにも、1つ、ため池の管理の状況と、2つ、地震についてはどの程度の震度を想定して安全を確保しているか、お尋ねいたします。御答弁をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） せっかく初めての一般質問で傍聴者の方は全部帰られまして。もう少し先輩議員の配慮があつてよかつたんじゃないのかというふうに思うわけでございます。御心配の様子も今の質問の中でよく伝わってまいりました。

もともと、池がつくられておるといのは、水量が多いところに堤防をつくって、いわゆる池をつくるわけでございまして、本町においては、多々良川の2級河川、須恵川という河川しかありませんし、いわゆる河川の水流によって田畑の水を補うということができませんので、全国的に見ても非常に堤が多いという地域になろうかと思いますが。

本町では今44カ所そのため池があるわけでございますが、その中で直接その池の堤防の下に家が建っているような状況の箇所というのが9カ所あります。ここについては注意勧告等も行っ

ているというようことを聞いておりますけれども、先ほど言われましたけれども、いわゆるああいってアースダム、アースヒルダムの、いわゆる震度というのは法律上何も規定をされていないというのが事実でありまして、じゃあ、我々は、例えば震度6なのか7なのか、あるいはどういう状況の中でそれを決めるのかという判断材料が非常に難しいところがあるわけでございますけれども、国の補助事業としては、いわゆる老朽ため池の事業とか危険ため池の事業とかいろいろあるわけで。

それから、鉾害復旧等も、うちの場合は特にあるわけございまして、昭和40年代、39年に閉山となって、40年代から、いわゆる鉾害復旧で池の堤体の整備というのは結構やられてきておりますので、今のところ危険な池というのは少ないわけございまして、今1カ所それがありますので、22年、23年の継続事業で今改修工事を行っているところでございます。

先ほど言いましたように、池をつくるっていうのは水が多く来ると。そして池は従来そこにずっとあったわけで、その下に家を建ててこられたというのも非常にこう恐ろしい部分もあるわけございまして。しかしながら、そこに9カ所も、いわゆる家が建っておるという状況は、やはり私どもとしても十分把握しておかなければならないということございまして。

本町において、過去池の堤体が崩壊したというのは、昭和26年にいわゆる火焼のため池が決壊して田ノ上議員のところのあの周辺、前の吉松町長の家とか、その辺に床下浸水がおこったということも聞いております。それからまた、藤沼ため池が150万トンということでございまして、本町で一番大きいのが男鳥と思いますが、あるいは中柱田のため池。中柱田12万トンです、貯水量が。10分の1以下の水量といいますか、量であると。

藤沼については、近所の人はいもう危ないということを相当前からこう言ってあって、なかなか改修工事も手が差し伸べられてなかったというようなことございましてけれども。

本町としては、震度4以上の地震及び台風、ゲリラ豪雨等で、時間雨量25ミリ以上の豪雨に対しましては、ため池も含む農業施設全般の点検を行っておるというところございまして。

しかしながら、通常は農家の方々に管理をいただいておりますし、先ほど議員も申されましたように調整池としての機能も果たしておるということございまして、雨季については若干水量を減らして、そして越流をしないように、越流するちゅうことが一番堤体の決壊につながっていくわけございまして、そういうことがしないようにということで調整をお願いしておるのが状況でございます。

今後も、農区あるいは町の職員と点検はいつもしておるわけございまして、そういったことで、危険性が疑われた分については補助事業等を活用しながら堤体の改修に努めてまいり所存でございます。

また、9カ所の下の地に住宅を建ててこられてある方については、変にこう不安をおるとい

うことではなくて、やっぱりこう、そういったことも可能性としてあるんだという認識をしていただいて、何らかの形で、いわゆる危機管理を、自己管理といいますかね、ある面では自己管理という部分の危機管理を持っていただくような啓発、あるいは意識を高めていただくという措置をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（1番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございました。

貴重なインフラである貯水池、また貴重な資源でもある水、そして住民の財産と命を守るために今後とも安心安全の町づくりのさらなる推進を期待いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月16日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時14分散会

議事日程(第3号)

平成23年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第33号 財産の取得の変更について
日程第 2 議案第34号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 議案第35号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
日程第 5 議員提出議案第1号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 6 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
日程第 7 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙
日程第 8 須恵町農業委員会委員の推薦について
日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について
日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第33号 財産の取得の変更について
日程第 2 議案第34号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 議案第35号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
日程第 5 議員提出議案第1号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 6 須恵町選挙管理委員会委員の選挙
日程第 7 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙
日程第 8 須恵町農業委員会委員の推薦について
日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について
日程第10 議員の派遣について

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田ノ上 真 | 2番 百田 輝子 |
| 3番 松山 力弥 | 5番 田原 重美 |
| 6番 荒木 敏光 | 7番 吉本 實 |
| 8番 合屋 伸好 | 9番 今村 桂子 |
| 10番 三上 政義 | 11番 柴田 真人 |
| 12番 長澤 誠司 | 13番 藤石 豊 |

14番 原野敏彦

15番 三角良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合屋栄一 係長 平山幸治

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・中嶋裕史	副町長・・・・・・・・稲永張美
教育長・・・・・・・・平松秀一	理事（出納課）・・・・印藤勝人
理事（健康福祉課）・・吉松清	理事（教育次長）・・安河内亮三
総務課長・・・・・・・・今泉俊裕	まちづくり課長・・・・吉松良徳
税務課長・・・・・・・・百田順二	健康福祉課長・・・・畑江達也
上下水道課長・・・・今泉智明	建設産業課長・・・・安川敏幸
住民課長・・・・・・・・安部健一	建設産業課付課長・・・・安河内久人
子ども教育課長・・・・稲永修司	子ども教育課付課長・・・・猪股清貴
社会教育課長・・・・川津政文	総務課課長補佐・・・・満行誠
監査委員・・・・・・・・百田清二	

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

きょう、あすと大雨の予報でございますが、災害が起こらないよう願っております。

これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○議長（三角 良人） ここで次の議案は地方自治法第117条の規定により、私が除斥となりますので退場します。

副議長に議長の職務を行っていただきます。

〔議長退場〕

日程第1. 議案第33号

○副議長（原野 敏彦） それでは、議案第33号財産の取得の変更についてを議題といたします。
文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第33号財産の取得の変更について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項により、本議会の議決を求めるものです。

財産の内容は、土地、須恵町大字旅石字宮の下7筆、地目、田、5,752平方メートル、取得額が変更前2億1,800万800円、変更後2億879万7,600円です。

提案理由は、町立東幼稚園と町立かやの保育所を一元化し、第二幼稚園を建設する用地を取得するものです。

この第二幼稚園の建設用地取得につきましては、昨年12月議会で議決をした後、当初計画の民設民営方式では譲渡税の特別控除の収用法、公払法ともに適応されないことが税務署協議でわかったため、3月議会で一たん全額を予算より減額し、公設民営方式での税務署との協議となりましたが、幼稚園は学校教育法により設置者が運用するとの定めがあるため認められず、公設公営方式をとることとなり、収用法5,000万円控除が認められる見込みですので、譲渡税が係らないこととなりますから、以前の公払法の1,500万円控除で譲渡税算出後税を差し引いて、最終的に手元に残る金額まで減額することの御理解を、地権者から得られたため変更するものです。

審議の中では水害防止対策について、公設での建設費用等についての質問がありました。L型擁壁による造成で高速道路側を1.5メートルかさ上げし、建設等含めた単純総事業費試算は

7億9,979万8,000円となります。

内訳は造成費、造成費試算、設計費500万円、造成工事費1億2,500万円。建設費試算、1階500坪、2階200坪の建設面積700坪、建築設計費2,100万円、建築工事費4億2,000万円。施設備品購入費試算2,000万円。用地費2億879万8,000円。

造成費、設計に際しては水害を考慮してとの意見が出ました。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

○副議長（原野 敏彦） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○副議長（原野 敏彦） 起立多数であります。よって、議案第33号財産の取得の変更について、委員長報告のとおり可決されました。

以上でございます。

〔副議長自席へ着席〕

日程第2. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選出について、総務建設産業委員会の委員会報告でございます。

議案書4ページでございます。本年6月30日をもって、今泉豊壽氏の任期が満了となります。これに伴い地方税法第423条3項の規定により、下記の者を選任したく本会議の同意を求めるものであります。

住所、糟屋郡須恵町大字植木562番地、氏名、長田フミエ、生年月日、昭和23年11月17日、任期、平成23年7月1日より平成26年6月30日までの3年間です。経歴は次ページのとおりでございます。

定数は小学校校区に各1名の計3名で、今回は第二小学校校区ということでございます。

委員会、全員同意でございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会、全員同意しております。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第34号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

日程第3. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙の歳入歳出補正予算書をお願いいたします。1ページでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,915万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,515万1,000円とする。

4ページをお願いします。事項別明細で説明をいたします。主なものを説明してまいります。

9款1項地方交付税250万円、東日本大震災等被害の支援費、10名の職員派遣の経費として同額歳出を予定でございます。

14款2項民生費県補助金455万6,000円、7款教育費県補助金45万円は、歳出のときに説明いたします。

15款2項1目不動産売り払い収入、大字旅石と大字新原の2物件分でございます。旅石の物件につきましては、前回の売却費に比べると少々安いのではないかという質問が出ておりますが、のり面や土地の形を考慮すると、逆に高く売れたのではないかと回答でございます。6,736万

9,000円でございます。

続きまして、16款1項1目一般寄附金、篤志寄附金でございます。この15款と16款は全額財政調整基金へ積み立ての予定でございます。

続きまして、8ページでございます。歳出にまいります。

1款1項1目議会費3,144万9,000円は、法改正による議員共済負担金の増でございます。以後、負担は継続するということとなります。

続きまして、2款1項6目財産管理費1億1,665万4,000円でございますが、17節の用地取得費が主なものであります。これは6月10日に議員全員による現地視察を終えております。同じく18目東日本大震災支援費250万円は、歳入の9款1項1目地方交付税分でございます。

次のページ、10ページをお願いします。3款1項11目、12目、13目は、地域支え合い体制づくり事業の県支出金でございます。単年度の補助ということになってはいますが、以後も事業は継続したいということでございます。

また、13目の見守りにつきましては、水道検針をされている方々にも、これをお願いできないかというような質問が出ております。これは個人情報保護法があるため、慎重に対処していきたいという回答でございます。

続きまして、3款2項13目第二幼児園建設事業費でございます。これは文教厚生委員会の報告のとおりでございます。

主なものは以上でございます。予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、総務建設産業委員会の委員会報告でございます。

議案書の9ページでございます。本年9月30日をもって、安河内義子氏の任期が満了となります。これに伴い、人権擁護委員法第6条3項の規定により、下記の者を推薦したく本義会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木185番地116、氏名、木下澄子、生年月日、昭和25年3月18日。経歴は次ページのとおりでございます。

任期は3年間、定数は5名となっております。

委員会、全員賛成でございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会、全員賛成です。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質議なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって、諮問第1号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、各委員長の報告のとおり賛成することに決定しました。

日程第5. 議員提出議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第5、議員提出議案第1号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、合屋伸好議員。

○議員（8番 合屋 伸好） 発議第1号であります。須恵町議会規則の一部を改正する規則の提案説明でございます。お手元の資料をごらんください。

本会議の会議時間を現在の「午前10時から午後4時まで」というのを「午前9時から午後4時まで」に改正するものでございます。先の議運で提案され、その後の議員全員協議会におい

て、事前の説明及び検討がなされております。

これは一般質問等での傍聴者が午前中で帰られる場合が多いことから、より多くの内容を傍聴いただけるよう配慮するものであります。

また、開始時間を「9時」とするものではなく、「9時からにできる」というもので、状況に応じてその都度時間は設定することとなります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議員提出議案第1号について採決に入ります。議員提出議案第1号は原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

ここで須恵町選挙管理委員会委員、補充員の選挙に入ります前に、選考委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議員（6番 荒木 敏光） 選考会の報告をいたします。

6月9日、本会議終了後、正副議長、両常任委員会正副委員長の6名により、選考会を開催いたしました。選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、7月11日をもって任期満了することから次の者を選考いたしております。

氏名を読み上げますので、よろしく願いいたします。なお、敬称と住所は省略させていただきます。

まず、選挙管理委員会委員候補に園田健士、木原秀幸、南里國秀、百田忠一。

補充員候補に吉松定明、荻晴美、今泉洋行、印藤光江、以上の方々でございます。

任期は23年7月12日から4年間となっております。

選挙の方法は、指名推薦で行いたいと考えております。

以上、選考会の報告を終わります。

日程第6. 須恵町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（三角 良人） 日程第6、須恵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、園田健士君、木原秀幸君、南里國秀君、百田忠一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました園田健士君、木原秀幸君、南里國秀君、百田忠一君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第7. 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（三角 良人） 日程第7、須恵町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会補充員に、吉松定明君、荻晴美君、今泉洋行君、印藤光江君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました吉松定明君、荻晴美君、今泉洋行君、印藤光江君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位は、ただいま議長が指名した順にしたい

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は吉松定明君、荻晴美君、今泉洋行君、印藤光江君、以上の順位に決定しました。

ここで地方自治法第117条の規定により、松山議員の退場を求めます。

〔松山力弥議員退場〕

日程第8. 須恵町農業委員会委員の推薦について

○議長（三角 良人） 日程第8、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。7月15日をもって任期満了となる議会推薦の農業委員には、松山力弥議員を推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員には松山力弥議員を推薦することに決定しました。

〔松山力弥議員入場〕

○議長（三角 良人） 松山力弥議員に報告します。

ただいまの農業委員の推薦については、松山力弥議員が推薦されましたので報告します。

日程第9. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会による議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、ぼた山開発特別委員会より今後の方向性について、文教厚生委員会より社会福祉協議会理事及び町内小中学校管理職との意見交換について、総務建設産業委員会より須恵町商工会役員との意見交換について、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、議会広報用写真を第三委員会で撮影します。その後、ぼた山開発特別委員会を特別会議室で開催し、終了後、広報特別委員会を第三委員会で開催しますので、各委員の方は各会議室に御集合をお願いします。

会議を閉じます。平成23年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時31分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 6 番 荒木 敏光

署名議員 7 番 吉本 實